

宜 議 第 5 4 8 号
令和 6 年 6 月 3 日

議 長
呉 屋 等 殿

経済建設常任委員会
委員長 知名 康司

委員会審査結果について（報告）

第 4 5 4 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備考
令和 5 年 1 2 月 8 日	令和 5 年 1 2 月 8 日	議案第 7 8 号、議案第 7 5 号、議案第 7 9 号、 議案第 8 0 号
令和 5 年 1 2 月 1 1 日	令和 5 年 1 2 月 1 1 日	陳情第 1 0 号、議案第 8 5 号、陳情第 1 9 号
令和 5 年 1 2 月 1 2 日	令和 5 年 1 2 月 1 2 日	議案第 8 7 号、陳情第 2 2 号、陳情第 2 3 号、 議案第 7 5 号、議案第 7 8 号、議案第 7 9 号、 議案第 8 0 号、議案第 8 5 号、陳情第 9 号、 陳情第 1 0 号、陳情第 1 3 号、陳情第 1 4 号、 陳情第 1 9 号
会議日数 3 日間		

2. 会議事項

議案番 号	件名	付託 月日	議決 月日	結 果
議案 第75号	令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二 土地区画整理事業特別会計補正予算 (第2号)	令和5年 12月7日	令和5年 12月12日	原案可決
議案 第78号	令和5年度宜野湾都市計画西普天間住 宅地区土地区画整理事業 特別会計補正予算(第2号)	令和5年 12月7日	令和5年 12月12日	原案可決
議案 第79号	令和5年度宜野湾市水道事業会計補正 予算(第1号)	令和5年 12月7日	令和5年 12月12日	原案可決
議案 第80号	令和5年度宜野湾市下水道事業会計補 正予算(第1号)	令和5年 12月7日	令和5年 12月12日	原案可決
議案 第85号	喜友名23号道路整備工事(3工区)請負 契約の議決内容の一部変更について	令和5年 12月7日	令和5年 12月12日	同 意
議案 第87号	宜野湾市手数料条例の一部を改正する 条例について	令和5年 12月7日	令和5年 12月12日	同 意
陳情 第9号	インボイス制度(適格請求書等保存方 式)の実施延期を求める陳情	令和4年 12月8日	—	継 続 審 査
陳情 第10号	有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民 の健康と生命を守る陳情	令和5年 3月3日	—	継 続 審 査
陳情 第13号	西普天間地区モデル街区土地利用につ いての陳情	令和5年 3月3日	—	継 続 審 査
陳情 第14号	西普天間地区の区画整理事業モデル街 区に関する陳情	令和5年 3月3日	—	継 続 審 査
陳情 第19号	「女性の人材育成」並びに「環境」につ いての陳情	令和5年 9月13日	—	継 続 審 査
陳情 第22号	地域社会に貢献するシルバー人材セン ターの決意と支援について	令和5年 12月7日	—	継 続 審 査
陳情 第23号	高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シル バー人材センターの支援について	令和5年 12月7日	—	継 続 審 査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年12月8日（金） 1日目

午前10時00分 開会

午後 3時10分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（13名）

委員長	知名康司
委員	濱元朝晴
委員	下地崇
委員	嶺井拓磨

副委員長	宮城政司
委員	又吉亮
委員	宮城優

○欠席委員（0名）

○説明員（13名）

建設部長 次	城間勝也
市街地整備課 工事一係長	仲間淳
市街地整備課 計画係長	桐澤秀明
上下水道局 次長	新垣勉
総務企画課 経理係長	神田恭子
総務企画課 経理係主事	平良美香
業務サービス課 業務管理係長	親川巧

市街地整備課 課長	嶺井実克
市街地整備課 工事二係長	真志喜徹也
市街地整備課 計画担当技査	山本直哉
総務企画課 担当技幹	伊佐英樹
総務企画課 契約管財担当主査	普久原直美
業務サービス課 課長	座間味睦子

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

次長兼総務課長	仲村厚子
---------	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第78号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- (2) 議案第75号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第79号 令和5年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)
- (4) 議案第80号 令和5年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)

第454回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和5年12月8日（金）第1日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時00分）※現場視察を行う。

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前11時40分）

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。休憩いたします。（午前11時41分）

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第78号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

○知名康司 委員長 議案第78号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第78号について趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしいですか。すみません。資料をいただいているの、これって違います。議案第78号、資料。この説明も併せてやっていただけると。今、少し予算書とこちらが結びついていない。簡単にでいいので、活用して説明していただけますか。もしくは資料の説明でもいいかもしれません。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 資料、両面刷りの説明の後ろの地図、①から⑦の場所がそれぞれの工事の繰越し、今回提案している箇所になっております。年度末が工期なものですから、年度内に終わる箇所がほとんどなのですけれども、万が一のことを考えて今回提案です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今の答弁、御説明だと、何とか年度内で終わらせようと尽力されているけれども、遅れた場合に備えて繰り越すということで合っています。ある程度繰り越さなければいけ

ないのが見えて、こういうふうに行っているわけではないのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 決まっている場所、7件、工事については示しているのですけれども、発注が遅れた部分については繰越しが決まっている箇所があって、年度末で終わる工事もこの中には含まれています。全てが繰越しではなくて、全てが終わるというわけではなく、そういうことです。

○宮城政司 委員 分かりました。終わります。ありがとうございます。

(「ちょっと補足で」という者あり)

○知名康司 委員長 はい、どうぞ。

○市街地整備課長 2番の、現場でも御説明しましたがけれども、1月末には本舗装まで終わるのですけれども、こちらの何があるかということなので、不測の事態に備えて、その手続をとということです。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 6ページなののですけれども、公債費37万6,000円の増になってはいるのですけれども、これは当初予算をこの公債費償還の事業債償還の利子、当初予算を立てる際というのはどういった数字を根拠に立てているのか、まず教えてください。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時12分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時14分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 失礼しました。この当初予算の額というのは、令和4年度末の借入れの額の利率を計算した額を当初予算として入れていて、今回補正分の37万6,000円というのは今年度限りでしているのです、その分の増えた分の利子ということです。なので、借入額が増えたことによって、利子もその分増えたということになります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 当初予算立てたときは、令和4年度の借入額で令和5年度には公債費を利子として償還する。償還にプラス利子で返していく。令和4年度の借入額。でも、今回令和5年度にも借入れしたから、補正を組んでいる。では、令和6年度の当初予算を組むときには、令和5年度の借入れの分は入ってこないのか。令和5年度も借入れしたので、その分の借入れ増になった分で償還額も変わったので、利子もそれだけ増でついてくるというような御説明だと思うのですけれども、では令和6年度も償還の利子を当初予算で立てる際には、令和5年度の借入れというものは、補正で相殺されているのか、当初予算の組み方はどうなっているのかというのを御説明ください。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時16分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時18分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 すみません。先ほどの答弁、そこが間違っていました。訂正いたします。

令和5年度、今年度当初予算のときの利率が、当初予定していた、去年度、令和4年度の利率に掛けた借入額に応じた利率で当初予算を組んでいたのですけれども、今年度へ入って利率が変わったことによる今回の37万6,000円で、又吉亮委員が言われる、では令和6年度はどうかという利率に対しては、今年度の利率で借入額に応じた利子が発生しますので、また同じような形で利率が変われば、このような形で補正になってくるということです。利率の変動に伴う償還利子ということです。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、令和5年度中に借り入れた額が増えたからということではなくてということですね。利率の変わり、変化で今回の増額が出たということなののですけれども、であるとなるならば、当初予算が159万円、160万円に対して37万6,000円というのは、大体20%ぐらいの増なのですね。数字で見ると37万6,000円って微々たる数字なののですけれども、当初予算からの比較をしてみると、パーセンテージで見ると20%弱ぐらいなののですけれども、20%ほどの増になるというのは、利率としてはどれぐらいの変化があったのかお聞かせください。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時20分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時21分）

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。すみません。先ほどの資料から幾つか教えていただきたいのですけれども、ちょっと確認したいのは、この資料の上段の補助のところなののですけれども、事業の補助のところの繰越金額で12節委託料1件と、14節工事請負費が4件というふうに書いてあるのです。裏面を見たときに、この補助の表のバックの表が、上のほうの補助の表で工事請負費って②、③、④、3つなのです。なので、表の表では4件ってあるところとの整合性が確認できなくて、説明をお願いしてもいいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 申し訳ありません。表の部分の14節工事請負費、4件ではなくて3件になります。申し訳ありませんでした。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 では、後ろの表のほうが正しいという理解で合っていますか。分かりました。

続いて、これは両方伺いたいのですけれども、補助のほうと単独のほう両方あるのですが、関係機関との調整及び設計変更とあるのですけれども、関係機関というのはどういった団体なのか。それぞれ多分もしかしたら②、③、④全部違うのかもしれないのですけれども、どういった団体か教えていただけますか。どういった機関ですね。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 既成市街地ではないので、返還地なので、一般の方、一般の土木工事とは違って、ここに入っている琉球大学の病院と医学部と関連の工事が入ったり、支障除去、防衛局の工事でどうしても工事の妨げになる箇所が出てきた場合の想定を…。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。これは表の上も下も、どちらも同じような認識でいいですか。はい、ありがとうございます。

念のため確認なのですが、設計変更と書かれてあるので気になったのですが、その設計変更等による金額の差異とかは出ずに、あくまで繰越しで対応している。繰り越すことの理由として書いてあって、金額の変更ではないということ。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 若干の、土木工事なので、精算的な最終的な変更増は変更協議書で毎回出てくるのですが、業者とのやり取りの協議内容を書くのですが、若干増で繰越しについても精算という形で変更契約が出ています。もちろん増だけではなくて減も。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ある程度期間も変更というか繰越しで取られると、影響があるかどうか分からない。物価高の影響、例えば資材とかが大きく変動して、大きく金額が上がるとかという可能性もありますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今のところの工事については、そんなに極端な物価スライドとかそういうことはなくて、建築はすごい勢いで伸びているとは聞いているのですが、土木工事については、我々の工事に関しては資材の高騰ではなくて、単純な、単純ではないのですが、道路工事の延長が大きくなったり小さくなったり、そういう増減は出てきます。

○知名康司 委員長 ほかに。

（「進行」という者あり）

○知名康司 委員長 はい、分かりました。進行いたします。

それでは、審査中の議案第78号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時26分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時27分）

【議題】

議案第75号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

○知名康司 委員長 次に、議案第75号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第75号について趣旨説明をお願いいたします。経済建設部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 6ページに説明で書かれているのですが、給料、扶養手当、児童手当とあるのですが、児童手当の22万1,000円って給与費明細書の中にはどこにも記載されないものなのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 又吉亮委員の質疑にお答えします。6ページにうたわれている児童手当22万1,000円のことにつきましては、給与費明細の8ページの下の方で、結論から言いますと表れないのですが、その内容というのが8ページの下の方に区分の方で、職員手当の内訳には入らないということなので、給与費明細書には入っていないということです。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、この児童手当の増減の比較というのは、どれを見て判断をする。もともと幾らだったものが22万1,000円の増になっているというのは、何を見ればいいのでしょうか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時32分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時34分）

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この児童手当の内訳、どこで分かるかということなのですが、当初予算書の確認をするということ以外、当初77万円というものを確認して、今回…。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、49万7,000円を一般会計から繰入れして、その分人件費等で支出をしていく。その内訳としては給料が7万8,000円、扶養手当は19万8,000円で、こういうふうに給与費明細として、詳細は明細書として載りはするのですが、この児童手当の支出の明記がないというような、明細書を見るとですね、ということになると、22万1,000円がどのように支出されているのかなという部分だと思うのです。なので、当初予算と比較するというよりも、今回の補正予算の中で児童手当の22万1,000円がどのように支出されているかというところが、見えてこないのではないかなというものだと思うのですが。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時36分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時41分）

（「もう一回休憩して」という者あり）

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時41分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時41分）

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 児童手当の22万1,000円につきましては、給与費明細書の内訳の中で、8ページにありま

す職員手当の内訳には入っておらず、別枠になります。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第75号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時43分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時47分)

【議題】

議案第79号 令和5年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 次に、議案第79号 令和5年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第79号について趣旨説明をお願いいたします。上下水道局次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。2ページの債務負担行為に関する調書のところから伺います。

複合機の賃借料ということなのですが、台数と違って分かりますか。何台契約なのか。あと契約されている事業者というのはどのように決めているか、お伺ひしたいです。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 台数につきましては、上下水道局の1階に1台、2階に1台の計2台になります。契約方法については、指名競争入札となります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この後下水道は出てくると思うのですが、こちらで書いてあるのは先ほど言った2台というのがこちらの内容、下水道でも同じ賃借あると思うのですが、それはまた別で、今おっしゃった2台が別にあるということでもいいですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 下水道にも賃借料計上しておりますけれども、これは下水道と水道の会計が違うものですから、負担割合で水道の事業会計で計上するものと、下水道で計上するもの、台数はこの2台を水道と下水道で案分しております。負担割合で支出しているということになります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。入札で業者が選ばれているということですね。分かりました。ありがとうございます。

続いての質疑なのですが、その下がコンビニエンスストアの収納事業の委託料なのですが、

県内でもコンビニエンスストアが多数ありまして、もしかしたら県外のコンビニエンスストアでも支払うこと自体はできるのかなと思っているのですけれども、要は委託する相手というのは1社で、そこが各コンビニと提携というか、対応されているという理解で合っていますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 コンビニエンスストアの収納事務に関しましては、これはシステムを随契でやっております。県外のコンビニに関しても、何店舗か対応できるようにはなっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。なので、上下水道局と随契される1社とだけ上下水道局契約にして、その会社が各コンビニといろいろ提携というか、システムとか、何といいますか、対応されているという理解で合っているのか。上下水道局が各コンビニとやっているわけではないですよね。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この業者も入札ですか、それともその会社しかないような感じなのですか。恐らくこれは全国規模の話なのかなと思うので、あまり複数の会社があるように感じないのですけれども、入札ですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この会計システムに関しては、この会社のシステムとなっているので、随契で締結しています。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 すみません。よろしくお願いします。複合機ということなのですが、2台で使っているということは、下水道も合わせると1,000万円を超えていると思うのですけれども、その複合機の種類、基本私のイメージでは、コンビニとかに入っているとか、普通の事務所で使われているのは、大体高くても150万円くらいのイメージがありますけれども、1台でも500万円以上するような機械を今回入れているとのことですが、どういった機械を入れられましたか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この水道の800万円、これは5年契約のものでして、機械自体は複合機、ファックスとかカラーコピーの複合機となっておりまして、単価については用紙も含めての料金となっています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そうすると、カウンター料金も含まれているという認識でいいのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 カウンターではなくて……。これについては実績払いです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そうすると、変動する可能性があるということになりますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 あくまでも枚数の上限額を計上してあります。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 先ほどの政司議員とちょっと関連しているかもしれませんが。さっき県外のコンビニ、何店舗かも支払いできますみたいなことを言っていたのですけれども、これはブランドですか。有名どころのコンビニというか、ローソンとかセブンイレブンとか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 沖縄県ではポプラとかミニストップとか、そういうところが対応できます。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 結構幅広いコンビニで支払いできるという。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 全部で14か所のほうに…。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 この75号の議案のほうで、コンビニエンスストア等であるのですけれども、これは金融機関も含まれています。

○知名康司 委員長 業務管理係長。

○業務サービス課業務管理係長 コンビニエンスストア等というふうになっているのは、令和4年度から開始していますスマホ決済が含まれているために、等というふうにしています。ちょっとイメージがつきづらいかと思いますが、今回コンビニエンスストアと収納事務委託ということで、コンビニさんはもちろん収納委託しているのですけれども、その会社さんはスマホ決済も取り扱っておりますので、スマホ決済もそれに含まれているというふうな形になっております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 分かりました。スマホ決済、すごく便利です。利用しています。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしく申し上げます。すみません。分からないので教えてもらいたいののですけれども、これは令和5年度の補正のタイミングで持ってこられておるのですが、見ると令和5年度から令和10年度までということで、その更新時期に差しかかったので、必要に応じて目的があってやっていると思うのですけれども、であれば当初予算でも予想できたのかなと。令和5年度内で拠出すべき財源だったと思うのですけれども、補正で持ってきたというのは、何か時期的なものでやっているのか、お聞かせいただきたい。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この賃借の期間が今年度で切れるので。

○下地崇 委員 令和5年度。

○上下水道局次長 はい。今回補正を入れて令和5年度で契約して、令和5年度の令和6年3月31日までです。その前に債務負担行為で3月で契約して、4月1日からはこの期限ですので、令和5年度予算が出るのではなくて、令和5年度に契約しなければいけないわけです。令和5年度末で契約しないと、4月1日から運用できないものですから、12月の補正で入れて、契約行為ができる期間を設けているところです。入札等があるので、そういった準備期間を持って3月末までには契約を終えないと、4月1日からの運用ができ

ないということになりますので、今のタイミングで上げないと、契約が4月に入ってしまうので、その期間をどうするかということになるので、債務負担は12月に。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 では、やっぱり当初の予算というよりかは、この12月の補正で組むのが時期的にいいから、補正で上げるということによろしいでしょうか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 令和5年度で支出するものではなくて、令和6年度の事業に入ってくる……

○下地崇 委員 翌年度が……

○上下水道局次長 はい、翌年度です。そこで支出が発生するのです。ただ、契約はその前にやっておかないと、4月1日から運用できないので、12月補正で債務負担を組んで契約していいですかということの議会の議決を得ることです。そういうことです。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第79号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時01分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時01分)

【議題】

議案第80号 令和5年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)

○知名康司 委員長 次に、議案第80号 令和5年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題いたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第80号について趣旨説明をお願いいたします。上下水道局次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 1つだけ伺います。先ほどの御説明で、複合機の賃借料は案分させたということなのですが、コンビニエンスストアと収納に関しては案分とかではなくて、上下水道でまとめて契約されているように見えるのですが、その理解であってます。もしそうであれば、理由を伺いたいです。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 先ほどの水道のものに関しては、コンビニエンスストア等徴収業務が入っておりました。これについては、下水道使用料は水道事業会計で一旦収納していくんです。下水道事業会計から事務委託手数料として支払いしているものですから、そこであてがっているという感じですが、下水道では計上しておりません。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の複合機の賃貸でございます。水道は816万円、下水道が348万円という形で、複合機が種類が違うのかどうか分からないのだけれども、その差の違いを説明お願いしたい。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この割合に関しては職員数の割合で案分しております。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 職員という、この2台、水道も下水道もあるということですね。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 2階に1台、1階に1台、職員の割合が7対3になっておりますので、案分率で計上しています。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 複合機自体は同じ料金という考えでよろしいわけですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 契約は一本で、その支払いを7対3で。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ちょっとお願いしたいのは、資料をいただきたいのですけれども、機械代と紙代分けられている明確なやつがあると思うので、それいただけますか、資料で。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 資料として提出いたします。

○知名康司 委員長 なければ進行してまいりますけれども。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第80号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時07分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時10分)

○知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は12月11日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時10分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年12月11日（月） 2日目

午前10時00分 開議

午後 3時38分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	知名 康 司
委員	濱 元 朝 晴
委員	下 地 崇
委員	嶺 井 拓 磨

副委員長	宮 城 政 司
委員	又 吉 亮
委員	宮 城 優

○欠席委員（0名）

○説明員（6名）

総 務 部 次 長	多 和 田 眞 満
契 約 検 査 課 契 約 検 査 係 長	我 如 古 誉 幸
道 路 整 備 課 課 長	高 江 洲 強

契 約 検 査 課 課 長	伊 禮 理 子
建 設 部 次 長	城 間 勝 也
道 路 整 備 課 工 事 二 係 長	照 喜 名 一 史

○参考人（9名）

参 考 人	桜 井 国 俊
参 考 人	高 橋 年 男

参 考 人	町 田 直 美
-------	---------

参 考 人	崎 原 美 智 子
参 考 人	津 嘉 山 由 美 子
参 考 人	佐 和 田 幸 子

参 考 人	宮 園 峰 子
参 考 人	島 袋 盛 子
参 考 人	平 良 エ ミ 子

○議会事務局職員出席者

主 事	又 吉 竜 希
-----	---------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第10号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情
- (2) 議案第85号 喜友名23号道路整備工事(3工区)請負契約の議決内容の一部変更について
- (3) 陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情
- (4) 議案第85号 喜友名23号道路整備工事(3工区)請負契約の議決内容の一部変更について

第454回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和5年12月11日（月）第2日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

陳情第10号 有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命を守る陳情

○知名康司 委員長 陳情第10号 有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命を守る陳情を議題といたします。

本件につきましては、先日前お諮りしたとおり、参考人から意見聴取を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時03分）

○知名康司 委員長 本件の参考人として、有機フッ素化合物（PFAS）汚染から市民の生命を守る連絡会より、町田直美さんほか2人の皆様にご出席いただいております。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきましてありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

早速、本件に対する説明を聴取して調査を進めていきたいと思います。

では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員会からの質疑に答えていただくようお願いをいたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

○高橋年男 参考人 おはようございます。PFAS市民連絡会の事務局長を担当しております高橋年男と申します。佐真下でこの問題に地元の人たちと一緒に取り組みながら、宜野湾市内、また全県のこの問題に取り組む連絡会の活動をしております。

早速ですが、2022年11月28日付で陳情を出させていただきました。陳情の2ページにわたる文書と、意見書の案ということで届いているかと思います。それから、今日追加の資料で、5月に私どもは国連に向けて、この問題を沖縄でどんなことが起きていて、PFASの毒性がどんな影響があるのかということシンポジウムをやったときに、特に宜野湾市のことについても中心的に報告と意見交換をしたものですから、資料の中で報告の1、報告の2ということで、県議会での取組や宜野湾市の問題を話し合いをしました。それから、今日つづりでコピーで4枚つづりのものと、それから沖縄タイムスの12月5日の社説があると思いますけれ

ども、去年陳情してから1年と少しの間、日本全国でも、世界のPFAS規制のことについても随分厳しい規制値を定めていくという動向がありますので、必要なところと一緒に見ていただきながら説明もさせていただきますと思います。

資料としては説明は以上ですが、陳情に至ったいきさつ、最初の陳情書に戻りますけれども、沖縄県の企業局が、北谷浄水場という宜野湾市も含めて県内の45万人が水道水を供給されているその飲み水に、PFASが検出されたのが2016年でした。2018年にも嘉手納基地からPFASを含む泡消火剤が漏れ出る事件や、うるま市での米軍の施設から汚染水が出る事件もありました。2020年4月10日には、大きな衝撃だったのですけれども、普天間飛行場からPFASを含む泡消火剤が基地の外に大量に流出した事件が起こったり、その翌年の2021年8月には、PFASの汚染水6万4,000リットルが宜野湾市の公共下水道に放出される、こういう事故がありました。

ちょうどコロナで外出とか集まりが制限されている中でしたけれども、2022年の6月、7月、去年の6月、7月に宜野湾市の汚染がどうなっているのか、県内の6市町村のPFASによる人の体内汚染や環境汚染に関する全国でも初めての大規模な387名の血液調査を実施いたしました。科学的な研究責任者は京都大学の環境衛生学の原田浩二先生なのですけれども、検査の解析、分析の結果が10月15日、ちょうど1年少し前ですけれども、公表することができました。その結果が全国の調査と比較しても非常に高い数値が明らかになって、もう放置ができないという状態が分かったものですから、私たちとしては国や県、県内各市町村に対して陳情という形で、2ページ目の4項目について要請をする、こういうことを取り組んできました。

それから1年以上が経過したものですから、今日お配りした新聞のコピーで、琉球新報の1面トップにPFOAの発がん性があることが、WHO傘下のIARCという国際がん研究機関が、PFASの毒性が発がん性があるということを、公式にランクを2段階ぐらいアップして一番高い発がん性があるグループに指定をしたこととかが報道されました。その報道があった前の日に、2ページ目の新聞、宜野湾市のちゅら水会が宜野湾市に対して、普天間第二小学校や下水の配管が通っている土壌などについて、宜野湾市として土壌汚染を採取して調査をしてもらえないだろうかという要請をしたことについて、市からは根拠がないということで、調査が宙づりになっている状態なのですけれども、翌日発表された国際的なWHOの評価からしても、もう一度この宜野湾市の回答については、改めて見直していただきたいという思いであります。

この紺色のベースの資料は、去年調査した血液検査の結果で、特に宜野湾市に関する血液検査の結果を表にしたところですが、右側の丸で囲んだところに宜野湾市喜友名、宜野湾市長田、それぞれ五十数名の方たちの検査の結果で、県内の調査結果の、ある意味どこよりも宜野湾市の汚染が見られるということが、グラフにすることによって一目瞭然になりました。特に水道水を直接飲む方のほうが、フィルターを通したりボトルを購入して対策を取っている方よりも、血中濃度、体内へ取り込んでいるPFASの濃度が高いということが明らかになったことと、黄色い字でちょっと強調していますけれども、同じ宜野湾市の中ですけれども、普天間基地より高い位置にある長田のほうが、下のほうにある喜友名のほうよりも長田のほうが低くて、喜友名が高い。基地内の汚染が影響があるのではないかと思います。

というのは、次のページに地図と宜野湾市が作成している水の流れというのが、これは宜野湾市のホームページに、左の下の図ですが、国道330号のほうが高く、長田のほうが基地より高い位置にあって、喜友名のほうが地下水が流れ込む位置関係なのです。右のほうのPFASの汚染状況、湧き水、地下水と書いてあ

る赤い棒グラフがありますけれども、一番下のところがファイヤーピットという、地図では黄色い丸で囲んだところですが、そこに消火訓練施設があつて、もう何十年とここで泡消火剤を使った訓練が継続されているというのも新聞報道でありました。その汚染が、普天間第二小学校に大雨が降ったら水があふれたり、チュンナーガーの汚染が湧き水のどこよりも高いという値が出ていることが、調査の結果で明らかになっているものですから、県内のどこよりも宜野湾市としてこの問題の取組を、特におなかの中の赤ちゃんに一番影響が出ると言われているので、次世代の健康と生存権の問題として、私たちの陳情で4つの項目を挙げさせていただきましたが、宜野湾市が県や国、米軍に対してPFASの問題を正面から市民一つになって求めていっていただきたい。こういう思いで、今日審査をしていただくことを感謝申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○知名康司 委員長 ありがとうございます。それでは、本陳情に対する質疑を許します。届いている陳情の内容も含めて質疑をお願いいたします。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしくお願ひします。琉球新報、12月4日月曜日の冊子のつづりの1枚目左下、PFASの1種を禁止というところについて、詳しく教えてもらえたらと思うのです。1種というのはどういった分類になっているのでしょうか。

○知名康司 委員長 桜井参考人。

○桜井国俊 参考人 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から市民の生命を守る連絡会の共同代表、桜井でございます。今の下地委員のお尋ねの件は、PFASと呼ばれるものは有機フッ素化合物の全体の名前でして、この中には人によっては5,000種、人によっては1万種あるとされているのです。非常に多種多様にあるPFASの中で、今回ここでWHOの傘下の機関が発がん性について触れましたのは、PFOAとPFOS、この2つなのです。PFOA、これが発がん性があるという形に今回2ランク上がったのですけれども、その次にPFOS、これは4ランクのうちの2番目という形で、PFOAとPFOS、これは日本において、現在飲料水について暫定の基準ですけれども、50ナノグラムパーリッターというふうにして決まっているのは、このPFOSとPFOAという2種類のPFASなのです。5,000種ある、あるいは1万種あると言われるPFASの中の2つについて、日本では厚生労働省が2020年4月1日に飲料水の暫定基準として、50ナノグラムパーリッターという形で決めた。しかし、PFASは全体として問題なのではないかという形で、世界的な動きとしては、この2種類に限定しないで規制していく、そのような方向にあります。

ということで、この見出しはPFASの1種、5,000種ある、1万種あるとされているもののうち、特に日本政府が取り上げているものであるPFOAについて、がんのランクが2ランク上がったという、そういう報道でございます。以上でございます。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 すみません。よろしくお願いいたします。いただいた資料のところでお聞きしたいことがありまして、年齢・性別の偏差調整&水道水飲用の影響とあるんですけれども、このグラフの見方が正直言うと分かっていなくて、偏差調整というものがどういったものか、その右側のほうでも年齢、性別のバイアス調整表ってあるのですが、これはどういったことを指しているのか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○知名康司 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 御質疑ありがとうございます。P F A S の体内への蓄積のされ方で、これまでの研究の蓄積の中で、女性よりも男性のほうが血中濃度が傾向的に高いということが一つ明らかになっていることと、蓄積性があるものですから、年齢が上がれば上がるほど、体内に取り込んでいく血中濃度が高く出るという傾向があるのです。それを調整するということは、例えば若い人と高齢の方たちの統計上のバランスを取る形、それから女性と男性の傾斜を、偏差を平準化するという操作を統計的にやってもらった結果が、この結果なのです。

実は水色の資料で39ページに、京都大学の原田先生がまとめてくださった沖縄県住民の血漿中P F A S 濃度調査の結果の統計学的解析結果についてということで丁寧な報告がありますが、生のデータは40ページにあるこのデータが、検査のサンプルをそのまま、この人はこれぐらい、この人はこれぐらいというのを積み上げた結果と平均値などが、こういう形でまとめられています。一番最後の46ページの左上、これはグラフと同じものを数値で表した、年齢や性別を調整したP F A S 濃度がこうなりますという解析結果になっています。

今回調査をした血液採血に協力してくださった方、一番若い方は18歳の方で、中には妊婦さんもおられて、高齢の方は90歳を超える方がいたのですけれども、傾向的に60歳以上の方たちが多くて、それは市民全体の採血をした喜友名とか長田とかで、お年寄りばかりがいるわけではないので、平準化するとこれくらいに統計的な調査でこうなりますよということを表しています。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今日、お越しいただきましてありがとうございます。

まず、このP F A S 問題、最初出たときが平成27年頃でしたか、たしか。当時、私宜野湾市大山の自治会長として、ちょうどそのときに比謝川から検出がされたところから、では宜野湾市の湧水はどうなっているのだろうという県の調査が入って、環境保全課の方が来て調査をして、大山の湧水からも基準値を超える、その当時は日本も暫定指針値というものを設けていなかったもので、アメリカ、ドイツの指針値を超える数値が出たと。そのときに大山はターウムを農作物としてやっているものですから、大変危機感を持ったというか、大山のターウムどうなるのだろうというところで心配をしたところでもあったのですけれども、その当時農作物から出ないかということのちょっと懸念もあって、ターウム組合の方たちからも、その当時優委員もターウム組合でありましたので、ターウム組合の方たちから幾つか検体を分けて、エリアも分けて幾つかずつというふうにやって、検体そのものを調査したところ、水からは出たけれども、ターウムからは出なかったというところで一安心はしたところであるのですけれども、まだ宜野湾市内の湧水でもまだ検出され続けているという現状は、やっぱりどうにか解決していかないといけないよなところだと思うのです。

比謝川と宜野湾市も、その起因となるであろうは基地内なのかなというところで、基地内の立入調査というのは求め続けていかなければならないというふうに思っています。今回、皆さんがこのように陳情を出されたことというのも、その思いというか、もちろん水というのは人間にとって必要でもありますし、そういった思いというのも受けながら、少しばかり質疑させていただきたいと思います。

まず、この要望の中の1番目なのでもう、E P A等の指針を参考にしてとあるのですけれども、E P A等というこの等の部分、例えばE P A以外の調査機関、こういったところもあるよというのがもしある

のでしたら、またこれも教えていただきたいというふうに思います。

○知名康司 委員長 桜井参考人。

○桜井国俊 参考人 ただいまの御質疑にお答えさせていただきたいと思いますが、EPAというのは、アメリカの環境大手なので、アメリカでの環境行政、連邦レベルで取り仕切っているところで、大変積極的に取り組んでいるところなのです。御存じと思いますが、現在のバイデン政権は、アメリカ国内に関しましてはPFAS対策を本気でやるという形で、予算的な措置もかなりしているのですけれども、私どもは昨年387名の血液検査をしたときには、EPAの新しい動きがまだ始まっておりませんので、その前に我々が参考にしたのはドイツなのです。私ども県民の健康に影響するので、ぜひ県が調べてほしいとお願いしたのですが、県のほうではあまり積極的に取り組んでいただけなかったのです。取り組まなかった理由は、日本政府において、血液中のPFASについては基準値が定まっていない。定まっていない状況の中で検査をして結果が出ても、それをどのように評価したらいいのかということが分からない、判断できないので、そのような判断できないデータを積み重ねても、行政としては動きが取れないということだったのです。

私どもは、日本政府は目安を決めていないけれども、ドイツでは基準を2つ決めていると。その基準についてはPFOSとPFOAなのですから、それぞれ決めていて、そのドイツの基準、これを参考にすればできるのではないかとということで我々は始めたのです。そのような意味で、今我々が大変参考にしているのは、一つはEPAの基準ですが、あと一つはドイツの基準でございます。ドイツの基準については、今回皆さんに提出した資料の中には入っていませんでした。

（「入っています、一番下に」という者あり）

○桜井国俊 参考人 入っていますね。すみません。陳情書の2枚目の一番下にご覧いただけます。それを御覧いただきたいのですが、陳情書の2枚目の下の注の1というところです。ドイツのヒューマンバイオモニタリングHBM2と、1と2というのがありまして、2というのは管理目標値で、PFOSでは血中濃度が20以上、PFOAが10以上、妊娠適齢期の女性はそれが半分ということなのですが、これを超えたら健康影響があると考えてくれということなのです。その前にHBM1というのがありまして、それは溶けた人の血中濃度20ではない。これが2ですよ。2以下であれば安心してよい、そういうような基準をドイツが出していたのです。私どもはこれを参考に血液検査をしたいという形で、昨年387名の血液の検査をしたところ、このHBM2を超える人が387名中27名あったということで、これは非常に大きい問題だというふうに指摘させていただいたところです。

そういうことでお答えとしましては、ドイツのHBM2というのは、アメリカのEPA以外にも打ち出しているところとして、我々が参考にしてきたところであります。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 御説明ありがとうございます。このPFOS、PFOAというふうにしたときに、例えば水の中にどれぐらい含有されているかというところが、最初注目されていたところだったのです。アメリカで70ナノグラムパーリッター、ドイツが210、たしか私の記憶では210ぐらいだったかなと思ったのですが、皆さんの要望としては、水の中の含有量というよりも血中濃度の部分も加味して、ドイツの調査の中でドイツの知見を参考に、血中濃度というものもちゃんと含めてほしいというような御要望ということで、どうか、確認で。

○知名康司 委員長 桜井参考人。

○桜井国俊 参考人 血中濃度もさることながら、血中濃度というのは我々の体に取り込んだPFAS、いろんな経路で入ってくるわけです。飲み水も主要な経路ですけども、それ以外に食べ物に入ってくるわけです。食べ物経由、野菜、先ほど委員もターウムの話されていましたが、ターウム、根菜は比較的に水から野菜のほうには移動しないということなのです。京都大学の小泉先生研究で明らかになっておりますけれども、アメリカで行われた調査では、根菜類は比較的に入らないけれども、葉菜類、葉野菜ですね、葉野菜はかなり入るという形で野菜の種類によって違う、そういうような調査研究がなされているのです。日本においては、こういう研究が非常に遅れている。

それから、アメリカで今年度私どもが協力したアメリカのベテランズ・フォー・ピース、そういう団体がPFAS問題は魚が一番問題なのだと。魚に1,000倍で濃縮される。水がPFASに汚染されていると、魚のほうにおよそ3桁高い濃度で濃縮されるという形で、魚こそが問題なのだと。日本は魚をちゃんと調査しているのかという問いかけをするために、日本各地を回ったのです。ということで、その反映が血中のPFAS濃度なのです。ですから、日本の今の政府は飲料水についてのみ暫定の基準を決めておりますけれども、それ以外の我々の体に与える影響というものも総合的に見ていくべきだというのが、私どもの考えでございます。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。もう一つ、この要望内容の1番目のPFAS規制を立法化することということで書かれてはいるのですが、PFASに特定された法をつくってほしい、そういうふうに国のほうに投げかけてほしいということですか。水質汚濁防止法というものの中には、今、1年前ぐらいからですか、たしかこのPFASというのは含まれてはいるはずなのですが、この水質汚濁防止法の中に含まれるだけではなく、PFASとしての法を立法化してほしい、その要望してほしいということでの認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 桜井参考人。

○桜井国俊 参考人 日本の環境関係の法制度というのは多種多様でございます。それから、毒物規制の法体系もあります。それらの法体系の中に、まだPFASがきちんと位置づけられていない。PFASは、最近になって人間への健康影響が注目されるようになってきたこともあって、研究成果も十分でなければ、既存の法体系の中にも十分に位置づけられていない。日本にある規制の環境法制あるいは毒物に関する法制度、その中に位置づけ直してほしいというのが私どもの考えです。

(「委員長、ちょっと補足いいですか」という者あり)

○知名康司 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 今日お配りしていますこの資料で、高木弁護士が報告した27ページの上に、日本の法体系としてはどうなっているかという規制のことが書かれていますが、化学物質に対する規制で化審法というのが一つあって、先ほど又吉委員からお話のあった水質汚濁防止法、この2つの網がかかることになるのですが、この両方の法律の中にもまだ基準値は指針ということだけで、法的な規制の網がかかる状態ではないのです。

水のことだけではなくて、先ほどお話のあった血中のPFAS濃度のこと、それから土壌汚染が、特に普

天間第二小学校でも、土壤汚染が子供たちのグラウンドで高濃度で検出されたことなどからも明らかなように、これも日本は規制値を持っていないものですから、様々な体の中に取り込む人体に対する暴露経路をいろんなところを規制ができ、網をかけられるようにしてほしいというのが私たちの思いで、特にアメリカで問題になっているのは、バイオソリッドって有機肥料ですか、それを牛の牧草として広範囲に利用して、牛から出るミルクが高濃度で汚染されていることが分かって牧場閉鎖になったり、こんなことが起こっているのですけれども、日本ではまだ土壤汚染のこと、それから血中濃度のこと、大気汚染のことなども、様々な暴露経路のことは規制の網がかかっていないものですから、先ほど桜井参考人が話したような包括的な規制ができるような立法措置を求めているだけだと思っております。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。このEPA等の指針を参考にしてというところ、恐らく水質の部分だったら、EPAが今一番低い数字を出されていますよね。リッター当たりのナノグラム数値、一番低く出している。血中濃度に関しては、ドイツがつくっているというところで、PFASの規制をするような法律を、日本が、この国が法規制をしたときに、国内の知見でもってつくっていくのか、もしくは海外のWHOだったりとか、そういったドイツ、血中濃度に関してはドイツ、水質に関してはアメリカのEPAのというふうにやっていくのかというのがちょっと分からないのですけれども、例えばこれがどの知見を信じていくのかということに多分なっていくはずなのです。

低ければ低いほどもちろんいいにこしたことはないですし、規制ですので、その質まで下げていかないと駄目ですよという法律になっていくはずなのですけれども、例えばそれが現実的にこの数字って難しいのではないの、血中濃度は別にして、水質の部分で、ここまで落とすのって難しいのではないのとなったときの規制法ってなってくると、恐らく求めているものよりも高い数字の規制の法律ができたときに、果たして私たちはこの規制法で許せるというか、妥協ができるのかというところのもどかしさも出てくるかなと思うのですけれども、皆さんとしては、やはりドイツの血中濃度の数値というもの、そういったものを一番低いところの数字を取ってやっていく規制法を求めていくのか、日本の技術者の知見を、技術者の力を信じて、この知見を基につくってほしいのかということをお聞きしたいです。

○知名康司 委員長 桜井参考人。

○桜井国俊 参考人 今のお話ですけれども、今のお話の中ではEPAのお話とドイツのお話と、WHOの話が出たと思うのですけれども、日本政府はWHOの基準が出た後で、専門家の皆さんが議論する場で、環境省はWHOの基準にも目配りしたいと、そういう発言をされているのですが、そのところは私どもも非常に注意する必要があると思っています。

実はWHOというのは、基本的に途上国での実施可能性、これを非常に重視する機関です。私、WHOで5年間海外で働いておりましたので、WHOのスタンスというのは、私自身も全ての人たちに飲み水を供給するという国連の目標に向かって、WHOの中で働いていた経験から分かるのですけれども、途上国で実施可能な基準を決める、これがWHOの基本スタンスなのです。WHOは、PFOSに関しては100ナノグラムパーリッター、PFOAに関しては100ナノグラムパーリッター、PFAS全体では500ナノグラムパーリッターという非常にある意味我々からすると緩いと思われる基準を決めたのですけれども、WHOの説明は、途上国でも浄水技術としてそれを実現できると、こういうスタンスから設定しているのです。先進国におい

ては、環境、健康を守るために実施可能であれば、もっと厳しい値を取るようにとのコメントしているわけなのです。その辺りはきちんと日本政府は私は説明していない。これは国民の健康を守る観点からは、非常に留意しておくべきことだと考えています。これはWHOで働いていた経験があります私からの個人的な意見でもあります。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 もう一度お願いします。先ほど、ドイツのヒューマンバイオモニタリングというところの管理目標値というのは、これは健康に影響はないとされる数値という認識でいいですか。管理目標値を定めており、血中濃度、PFASは20ナノグラム以下、PFOAは10ナノグラム以下という形で書いてありますけれども、これを超えると健康影響があるということは、こういった健康影響がないというような形で考えるときに、このグラフ自体はまだ超えていないような感じがするのですけれども、この血中濃度まとめ、水道水飲用の影響比較グラフですけど…。

○知名康司 委員長 桜井参考人。

○桜井国俊 参考人 今の嶺井委員が御指摘のグラフは、これは平均値なのです。これは喜友名でも長田でも、我々は50名以上取るという形で、それぞれ五十数名だったと思いますが、その平均値なのです。平均値であって、高い人もおられるわけです。高い人はヒューマンバイオモニタリング2というドイツの基準を超えている。我々の全体の調査では、387名の中の27名の方が超えているということで、このグラフは平均値ですので、20に届いておりませんが、20を超えている方はおられたと、そういうことです。

（「補足ですけれども」という者あり）

○知名康司 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 この44ページ、45ページで、お一人お一人の血中濃度がプロットで示されていて、これを見れば、上のほうはPFOSの20を超えている方がこれだけいらっしゃいます。PFOAは、10を超えている方がこれだけいらっしゃいますという44ページの図で、これは検査をしたサンプルが、45万人の水を北谷浄水場から給水されている人口に比べて、北谷浄水場の範囲の方は224名だったのですけれども、それを単純に超えている人が20人ぐらいおられて、分母が224名で20名ぐらいの方がオーバーしているということは、45万人にすると、2万人を超える方たちが該当することになります。年齢の高い方たちがサンプルが多かったので、単純にそれを2万人とは言えないと思うのですけれども、少なくとも1万人を超える人たちが健康にリスクを持っている人たちだということが、今回の少ない調査でも分かりましたので、宜野湾市の場合にはどれくらいなのかというものはじき出していただいて、健康リスクを減らしていく方向で施策を展開していただきたいなという思いであります。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。私は議会でPFAS対策について追及をしてきた立場でもあるのですけれども、確認の意味で質疑させていただきたいと思っています。沖縄県が県内の土壌調査というのを年2回ぐらいやって公表しているのですけれども、正確な数値は把握できているわけではないのですけれども、減少傾向があるとは思えないのです。維持しているのか。ただ、一方で普天間基地に関して、以前要請等を行って、PFOS、PFAS等を含む泡消火剤はもうありませんというふうに米軍は答えているというふうに理解していて、本来そこが原因であれば、減っていくのではないかとというふうに考えるのです。でも、

そこが減らないということは、ほかに汚染源があるのか、もしくは過去に使っていた泡消火剤が土壌に浸入していったものがまだ膨大にあって、このPFASの数値が、湧水、湧き水に流れ続けているのかなと、いろいろ臆測はするのですけれども、分からないというようなことで、調査しなければ分からない。みんな同じ見解だと思うのです。だからこそ、こういう調査を求めているというふうに私は理解しているのですけれども、このPFASが継続していることに関する何か見解といいますか、あれば教えていただきたいと思います。

○知名康司 委員長 町田参考人。

○町田直美 参考人 宜野湾ちゅら水会のほうでも、去年排水から泡がぶくぶくになっている、そういうことを調査してほしいということを宜野湾市に要請しているのですが、その中でも排水という基準がまずないのです。排水値の基準がないというので、それを浄水の基準値に当てはめて宜野湾市はやっていらっしゃいます。その中で50ナノグラム以下だからいいのではないかという見解を持っていらっしゃるのですが、宮城委員がおっしゃったように基準値内でも上がっているのです。去年19で今年30、なぜ上がるのか。米軍は使っていないと言っているのに、なぜ上がるのか。その排水は米軍の排水だけなのです。ということは、汚染源は米軍だというふうに予想できるのです。それを証明したいのです。要するに何で上がったのかということを確認するためには、基地内立入調査。今年、市議会が全会一致で基地内立入調査の決議をしたということは、非常に感謝申し上げます。それもあるので、ぜひ基地内立入調査というのは絶対的な、まず一義的な私たちの要請なのです。それがなければ、なぜ数値が上がるのかということも分かりません。

排水の基準値が非常に大事なものは、それが海に流れていく。海に流れていくと、生物が蓄積して私たちの体の中に入っていくやすい。魚からの摂取、それから海草、それから貝などからの摂取などもあります。それをまた食べた生物が、また生物汚染で広がっていくという状況からすると、食べ物が一番大きいのではないかと、体の中に蓄積されるという学者もいらっしゃるので、私はこの排水がアメリカ軍がどういう形で排水しているのか、本当に使っていないのか、使っているのかということの調査をぜひ進めるためにも、一番困っている宜野湾市が国に対して強く要請していくということは、非常に大事ではないかと思っています。議員の皆様、よろしくお願いいたします。

○知名康司 委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 すみません。補足ですけれども、実はおととしの8月21日に、普天間基地から宜野湾市の公共下水道にPFASが混入した汚染水を流した後に、私たち同じメンバーで上下水道局に話を求めて、要請も兼ねてですが、お話を伺ったときに上下水道局長さんは、公共下水道につながっている基地の中からのマンホール場所はここですよというのは分かります。でも、基地の中の下水のシステムとか、配管がどこにどう設置されているのかはブラックボックスで分からないのですよって、上下水道局長さんがおっしゃっていたので、そこは基地のフェンスを越えて漏れ出てくる汚水に対して、やっぱり透明性のある情報公開を市としても米軍に対して、普天間基地に対して求めていくべきだと思って、少し補足する形でお話しさせていただきました。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。私は以前議会で当局に対して、米軍への立入調査ができないということであれば、米軍の外は調査できるのではないですかということをお求めたのです。それだったら市の権

限でできるところもあるのではないですかということをやったのですけれども、あまり対応していただけなかったと思うのです。今回の新聞報道でPFOAが発がん性があるといったことが、僕はきっかけになってほしいと思っているのですけれども、法制化とおっしゃっている1番というところは、そういった市外においても、もしPFASを発生する可能性があるのであれば、その規制にもつながると期待しているのですけれども、そこも含めて、先ほど桜井先生が説明していただいた物すごく網羅された影響があるような法律になると思っているのですけれども、そのようなことも想定された立法化ということではよろしいですか。質疑が曖昧で申し訳ありません。

○知名康司 委員長 桜井参考人。

○桜井国俊 参考人 私は、日本政府としては既存の法体系の中に位置づけるというのが、最も負担があるやり方になるのだと思うのです。PFASのために新たに設けるということではなく、PFASも我々の健康に影響を与える化学物質であることはますます明らかになってきます。ということで、従来からある国民の健康を守るための法体系の中に、きちんとPFASを位置づけていただく、それが一番無理のないやり方だと思います。

○知名康司 委員長 ほかに。桜井参考人。

○桜井国俊 参考人 委員の先生方から御質疑が出ないので、私のほうからぜひ注目していただきたいのは、このグラフ、3枚目のグラフでございますけれども、3枚目のグラフに家計への負担と黄色い文字で書かれています。これをぜひ先生方に注目していただきたいのです。これは左側のグラフで、ここで喜友名と宜野湾市の長田であり、なしとあります。ありというのは、対策を取っている市民ということなのです。対策というのは、例えば浄水器をつけている、あるいはボトル入りの水を買っている、飲み水、水道の蛇口から出る水をそのまま飲んでいないというのが対策ありなのです。

（「違う、反対」という者あり）

○桜井国俊 参考人 ごめんなさい。そのまま飲んでいる方は対策なしです。ごめんなさい。浄水器をつけている、ボトルの水を買っているというのは対策ありの方なのです。このグラフには、宜野湾市の喜友名で対策を取っている方は、明らかに対策を取っていない方に比べて血中濃度が、これはあり、なし、あり……

（「水道水を飲んでいる人がある」という者あり）

○桜井国俊 参考人 水道水を飲んでいる人がありますね。そのまま飲んでいる人は、明らかに濃度が高いですよ。青はPFOS、赤がPFOA、PFHxSが灰色ですけども、ありとなしを比べると、明らかにそのまま飲んでいるありという方が顕著に高いですよ。こういう形で対策を取っている場合には、体の中に取り込むPFOSが少ないということが分かっているのですけれども、このグラフには、それでは喜友名では何%の人が対策を取っているのかという数字が載っていないのです。その数字を皆さんに書き込んでいただきたいのですけれども、我々が調べたところでは、喜友名では84%の方が対策を取っております。長田では75%の方が対策を取っております。右のほうに金武町ですとか、北谷町ですとか、大宜味村がありますよね。つまり北谷浄水場からの水を飲んでいない方々です。北谷浄水場の水を飲んでいない方々は、明らかに対策を取っている比率が低いのです。大宜味村の場合ですと、大宜味村は28%です。明らかにこの宜野湾市に住んでいる宜野湾市の市民に比べて低いのです。宜野湾市の市民は、逆に言えば北谷浄水場の水を飲んでいないという形で、対策を取っているというのが非常に高い。

では、幾ら費用の負担が生ずるのか、私は那覇市に住んでおりまして、那覇市の牧志ですので、北谷浄水場の水を飲んでおります。家族は3人です。私は浄水器をつけております。浄水器は、浄水器の会社のほうから3か月に1遍更新せよというのが来まして、更新するたびに6,000円かかります。ということは、年間私が負担しているのは2万4,000円です。2万4,000円の負担というのは、県民にとっては決して少なくないと思うのです。これを宜野湾市民の場合には、特に喜友名の場合には85%の市民が負担していると。これは本来、我々の責任ではないですよ。そういうものを負担しているのだということを、ぜひ皆さんには考慮に入れていただきたいと思います。以上、私のほうからの追加です。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 町田参考人。

○町田直美 参考人 県民の費用負担ということに関連してですが、私も補足させていただきます。今度水道料金の値上げが企業局から出て、県議会でそれを条例化されたら市に降りてくるという状況なのですが、何で値上げしているのかというのは、PFOS対策が含まれていないかというのが私たちは非常に懸念していきまして、本来私たちが負担するべきではない。加害者が負担するべきものを被害者に負担させているというので、非常に理不尽だなと思っています。なぜ上がるのかといたら、一番大事な要因は嘉手納の水源が使えない。それで、遠いところ、国頭村のほうから水を引いてくる。その分のモーター代、それから工事代、もろもろに関するPFOSに起因する費用負担が増えているのです。嘉手納の一番近くの水源が汚染されて使えない。だけれども、万が一のために使わないといけなくて、これはまた保持しておかなければいけないという県の新たな負担が、嘉手納水分を保存しつつヤンバルの遠い水を引いてくる。これが直接のPFOS対策ではないですけれども、見えない形で県民に負担を強いての値上げではないかということを非常に懸念しています。

そういう意味からも、基地内立入りを早くやって汚染源をはっきりさせて、汚染者にその負担をさせていくというのは、本当に一番大事な要望だと思います。宜野湾市のほうからも今度の水道料金値上げに関しても、なぜ水道料金が逼迫しているのかということをもっと考察を深く持って考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 浄水器を設置することを対策というふうな表現のされ方をしていたのですけれども、であるならば平成27年以前にはつけていなくて、平成27年以後につけた。今現在85%なのですよね。では、平成27年以前はどれぐらいだったかという数値をもしお持ちであれば、そうしたらその比較が対策だと思うのです。私はその以前から浄水器というか、水をぽんって置いてやる、ただ単純に水道水飲むよりもおいしいからというところではあるのですけれども、あとやっぱり水道水を飲むときにPFASだけではなく、ほかの水道の中からのさびだったりとか何とかと、ほかの物質が出るということも懸念していたので、子供が生まれたばっかりのときから水道水の利用はやめて、こういった水をつけたというところなのです。

PFASを懸念して対策ということでの今数値を掲げていたので、もしPFASというのが社会的にそういった課題が顕著になる前の浄水器設置率というものであれば、対策という比較対象が出てくるのかなと思うのです。もしそういったものの数字をお持ちであれば、お聞かせいただけたらと思うのです。

○知名康司 委員長 桜井参考人。

○桜井国俊 参考人 残念ながら私どもは昔の数字は把握していません。ただ、今回の数字で見ますと、喜友

名に比べて大宜味村が28%だということは、これはやはりどこの水を飲んでいるというのを市民が自覚しているわけですね。大宜味村の場合には、自前のPFASに明らかに汚染されていないということ、村民が知っている水源からの水なのです。喜友名の場合には、自分たちの飲んでいる水は北谷浄水場から来ている。それはPFASに汚染されているということを、少なくとも今の時点では知っていると。それが今の浄水器の設置率の大きな原因。それ以外にもあると思いますけれども、やっぱり一番大きな原因だと。これはPFASに汚染されているために、喜友名の皆さんが負担している。本来負担する筋合いのものではないものを負担させられているということですから、残念ながら昔のデータは持っていません。

○知名康司 委員長 町田参考人。

○町田直美 参考人 この会のほうで街頭アンケートをあちこちでやったことがありまして、そのときに宜野湾市の方が、あなたたち今分かるのって、前から宜野湾市の水はまずい、何か入っているのではないかという懸念があったのだよって。何で今頃調査している、もっと早くやらなかった。有名だよ、これはという声が結構ありました。だから、そのまずい水、何かが入っているのではないかという懸念は、市民の中でもかなり前から疑念としてあったと思います。それで、浄水器の設置が増えているという結果になっていると思います。数値的には出ていないですが、アンケートの中でそういう声があったということは報告したいと思います。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名委員。

○知名康司 委員 分かる範囲でいいのですけれども、これ陳情、ほかの議会もありますけれども、この陳情は全体に出されています。

○宮城政司 副委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 県内の全ての市町村議会宛てに出しておりまして、11の市のほうからはほとんど採択したよという回答をいただいていて、去年の11月に出していたので、ほとんど3月か6月の議会で陳情採択して、意見書を出していただいています。

○宮城政司 副委員長 知名委員。

○知名康司 委員 沖縄県は分かりました。全国になるとどうなのですか。日本全体となると。

○宮城政司 副委員長 高橋参考人。

○高橋年男 参考人 私たちの血液検査の結果が記者会見で発表されたのが去年の10月15日で、それを受けるような形で、私たち政府の関係省庁に11月25日にヒアリングを行いました。環境省と厚生労働省と防衛省の3つの関係省庁にヒアリングをするときに、これまでも例えば東京都の多摩地区だったり、神奈川県横須賀や厚木基地、それから愛知県の自衛隊基地があったところ、大阪府のダイキンという汚染源になっている製造工場があったのですけれども、それからほかにも水道事業に関わっている働く方たちのネットワークの方たちも、政府のヒアリングのときに同席をしていただいて、沖縄県でこんなことが起こっていた。明らかになったという報告をさせていただいたことを受けて、今は全国で多分十数か所を超える地域、都道府県で水の検査とか土壌の調査とか血液検査が始まるようになっています。

国会に対してもこの件で、沖縄県の選出議員だけではなくて、東京都の選出議員ですとか、大阪府のほうとか、都道府県、市町村レベルでも国に対する問いかけが今始まって、少しこの問題が全国の問題として広

がり始めているなという感触は持っていますが、沖縄県の問題を他の都道府県とか市町村に対して陳情を出したという経過はないです。取りあえず沖縄県と県内の市町村が国に対して働きかけてくださいという陳情を、昨年の11月に出させていただいております。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 質疑がなければ進行してまいりますけれども、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時05分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時06分)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第10号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時07分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時20分)

【議題】

議案第85号 喜友名23号道路整備工事(3工区)請負契約の議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 次に、議案第85号 喜友名23号道路整備工事(3工区)請負契約の議決内容の一部変更についてを議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第85号について趣旨説明をお願いいたします。総務部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしく申し上げます。提案理由のほうで工事変更というふうに出ているのですが、何が変わったのか教えてもらっていいですか。

(「変更理由」という者あり)

○宮城優 委員 そうです。変更内容。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 議案書の15ページのほう、工事内容変更協議書(第1回)の下のほうに理由があると思います。主にPC橋工事や上部工の配筋の変更であったり運搬費の変更のほうがございます。あとPC橋の工事増のほう、こちらのほうで土工の増があったり、軽量盛土ということでその増がございます。あと仮設ということで、米軍との調整で着手する前に着工会議を行って、そこら辺でまた条件のほうが出て、そこで変更がございます。前回よりかは約7,900万円の増になっております。以上です。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 安全性も考慮して、またいろんな折衝で予算が上がってきたという認識。あと材料等のほうなんかも含まれるのですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 材料の高騰は特にはなくて、運搬費のほうで当初機械の搬入で鹿児島県から見ていたものを、福岡からの変更になってしまって、そこら辺の変更がございます。これは理由としては、業者によっては取り扱っている材料屋さんが違うので、その辺で実際には工事を着手した後に変更のほうで増しております。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 さっきの15ページの下の部分、工事委託着手後、米軍への工事内容説明及び調整により、夜間工事の調整があるということなのですが、これは最初から分かっていたのか、それとも今言うように工事内容を調整してから夜間工事を行うようになったのか、ちょっと質疑。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 設計書ができて、実際の発注業者が決定して、その後に米軍との調整で、どうしても昼間は使っているということで、昼間ではなくて夜にしてくれということで変更になっております。当初は、ここでは把握のほうができておりませんでした。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 工事終了が3月29日、これに間に合わせるような夜間工事というふうなものではなくて、米軍との兼ね合いで変更をするということで理解してよろしいですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおり、米軍からの条件で変更しております。今後3月議会でまた提案をして、工期の延長のほうも現場のほうはしております。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。議案書の15ページの工事内容変更協議書から質疑させてください。一番下の記事の欄で主桁費の増額と追加整備の増額という2点が、今回の追加の内訳だと思っているのですが、それぞれの費用というのは幾らか御説明お願ひします。それ以外にはないですよといううえでお聞きするんですけど。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○道路整備課工事二係長 今回の工事変更の内容は、記事にありました主桁関係、これにつきましては約5,900万円ほど増額になっております。記事の中の仮設関係の追加費用、これにつきましては2,000万円ほど上がっております。あとほかに先ほど話がありました運搬費、県外からの運搬費も900万円ちょっと増額したり、土工とか軽量盛土関係、これで2,500万円、そういったぐらいの増額が出ておりまして、最終的には請負比率を掛けまして、さっきお話にありました7,900万円の増額になるということです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。最初に上部工ということで5,900万円ということと、道路工2,000万円増という話の後に説明があったのは、その内訳ですか。盛土とか運搬費とかというのは、それぞれの内訳ですか、それともそれとは別にかかっているものですか。ごめんなさい、説明が私はうまく理解で

きていない。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○道路整備課工事二係長 今お話ししたのが、さっきお話ありました今回7,900万円増額したものの中の内訳です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この上部工というのですか、主桁費の増額に関してなのですけども、この記事によると、安全性の追加検討を行った結果というふうに書いてあるのです。これはなぜ追加検討を行ったのか、理由をお伺いします。当初予定して、ある程度工事が進んだら、この時期で追加検討しないと駄目だよねというふうに分かっていた話なのか、何かのきっかけがあつて追加検討しなければいけないよねというのが急遽決まったのか、何でこうなったのか、その理由を。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○道路整備課工事二係長 今のお話なのですが、この喜友名23号を設計した当時、ちょうど橋梁の基準といえますか、計算基準が変わった時期と重なってしまいまして、設計時においては古い基準で設計して、それで一旦完了しました。実際発注時にまた新しい橋梁の計算ソフトとかができてから、新たに計算したという流れです。その計算した結果、鉄筋量がまた増えて増額という形になっています。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この基準って国が定めている基準でしょうか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○道路整備課工事二係長 そうです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これに対する補助とかはないのですか。その想定みたいのはなかったのですか。これだけこの道路工程に追加検討を行った結果、5,900万円増が出るわけですよ。基準が変わることってある程度想定できたものなのか、突然で設計に間に合わなかったものなのか、もう少し国は配慮すべきなのかなと思ったのですけれども、それは市としてはどう思われます。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今の橋梁の基準のほうは、昔の基準が平成29年で、それが変わったのが平成29年です。その辺でうちの設計が終えたのが平成30年で、これは市というよりも民間の委託業者、こちらのほうでこういったソフトが間に合っていないくて若干の遅れが生じて、今回発注した段階で再度チェックをしたら合わないということで、変更のほうをしております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 基準が変わっていたけれども、受けた業者のソフトの対応できていなくて、改めて再計算すると変更が必要になったということは、この契約時にそういったことは考慮されないのですか。事前に想定できたのではないかと思ってしまうのです。ソフトが対応していなかったのも、そのソフトを最新化しておくべきだったのではないかと思うのです、業者は。そうすれば、当初予算でいけた可能性もあるわけですよ。こういう変更が発生しなかったと思うのです。この辺り、契約のときに分からないものなのですか。最新化しておくことみたいなことというのは。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおり、本来なら契約時に反映すべきかなとは思っております。うちの仕様書のほうでも、最新のこういった指針とか法律に基づいて成果を出すようにということで示してはおります。このソフトのほうが、ボリュームがあるソフトで、今回分かったのが業者の下請業者、要は専門の業者なので、そこら辺で分かっている、委員がおっしゃるように本来はこの委託業者のほうも、当然把握のほうはすべきであったと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今回変更ということなのですが、既に着工されていたものを造り替えるイメージですか、それともまだそこまで造ってはいなかったものを、設計が変わって設計を変えたとおり、要は造り直す必要はありますか、ないですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 実際にはまだ造ってはいなかったです。業者のほうのチェックと、あと米軍との調整がパスが下りるまでに時間を要しておりました。この両方がある、まずはチェックをして、その後に準備のほうはしております。造り直すようなことはしておりません。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今後、この基準が変わる可能性はありますか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 発注段階では、平成29年につくった基準でしております。また、今後そこら辺の想定はされはするけれども、発注段階で新しいもので造っている、そこら辺は問題はないのかなと思います。でも、今後また変わる可能性もございます。造ったからまずいではなくて、また新の基準ができた場合、それによって発注のほうをすればいいのかなと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。やっぱりソフトが最新の状態であるべき、契約時でそういった取決めで今後できないのですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおり、本来は契約時にすべき話かなと思います。そこら辺で発注段階での仕様書であったり、内部的な職員のチェックであったり、そこら辺は今後またしっかり行っていきたいなと思っております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 このソフトが最新ではなかったということで、今回の契約変更になっていると思うのです。業者側に負担はないですか。負担はという言い方はあれですけども、責任はないですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 この件については、委託を受けた業者のほうで当然責任はありますので、向こうのほうで修繕のほうはさせております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 修繕はそうなのですが、費用負担的に全額市が負担するものが合っているのかなと

というのが懸念なのです。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 本来の発注の金額かなとは思っています。市が負担ではなくて、本来はその金額で請求が来て、防衛で8割補助で来ております。市が負担というよりも、通常の姿なのかなとは考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 おっしゃっていることは分かるのですが、業者側に不備はなかったのかなというのを少し考えてしまうのです。最新化しておけばこういったことは起きなかったはずなのに、起きてしまっているのが、今後はないようにするというで。最新化していて起きたのであれば、まだ致し方ないと思っていたのですが、分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 当然委員御指摘のように、発注段階で本当は新しいソフトでもって設計すべきなのですが、そのときはまだきちんとしたソフトが開発されていなくて、取りあえず旧指針、基準で設計して、今後またソフトを開発して新しく更新されたら、それで変更しようということで話していました。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今、次長の答弁にあったとおりであって、またそれとは別に米軍との調整であったり、業者が決まったのまた費用増とか、今回についてはソフトが原因で丸々の修正ではございません。実際現場が始まってからの増分もございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今の次長のお話だとすると、ソフトが最新化されていなかったのではなくて、契約時には最新版だったけれども、追いついていなかった。新しい基準に追いついていなかったという話に聞こえたのです。だとすると、最初の説明であったソフトが最新化されていなかったという説明とはちょっと違うのかなと思うのです。言っていることわかりますか。企業、業者としては、できる限り最新のものにしている。ただ、そのソフトが新しい基準を取り込んでいなかったのか何か分からないのですが、最初のほうの説明だと、新しい基準のソフトはあったけれども、業者がそこに追いついていなかったのかのように聞こえたもので、そうではないことですね。当局側もその古い基準のソフトによって設計することを把握していて、将来的にはやり直していくというのを想定していたということですね。実際このとおりやって、必要なとおり修正したというふうに、合っていますか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前11時44分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前11時44分）

○知名康司 委員長 建設部次長。

○建設部次長 先ほどソフトが追いついていなかったという話だったのですが、当然発注時には新指針は把握していたのですが、先ほど道路整備課長が答弁したとおり、業者のほうで新しいソフトに対して追いついていなかったということであります。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 確認しておきたいのですが、この工事の当初の契約段階のときの契約保証金って幾らでしたか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今、保証金についてお答えします。当初の契約保証金については1億1,553万8,577円になります。数字で申し上げます。当初契約の10%になりますので、115,538,577円です。1億1,553万8,577円です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、今回追加工事に関する契約保証金は発生していないという認識でよろしいでしょうか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今回については、契約保証金に関しては宜野湾市の建設工事請負契約の保証に関する事務処理要領にもありますとおり、変更後の増額が、当初の契約保証金のほうが変更後の請負契約の15分の1以上の場合は、増額を必要としないという規定を適用しておりますので、15分の1以上でするので必要ないということになっています。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしくお願ひします。設計変更でこのPC橋が鉄筋数量等、強度が上がるから金額が上がっているのだと思うのですが、これは建築基準法とかの改正に伴ってそういうふうになっているのですか、それともその変更で交通量とか車の数量とか、そういったのを計算し直したから、もっと頑丈にしないとみたいなことで、そういう設計増になったのかという情報ってありますか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 建築基準法ではなくて、橋を造る際の指針がございます。それが旧の指針で行っていて、先ほど答弁をしたように平成29年に新の基準に変わって、そこら辺での鉄筋量が追加ということです。基準が変わったということです。

(「平成29年だよね」という者あり)

○道路整備課長 はい。当初は平成29年の基準です。そこから平成29年に基準書のほうが変わって、そこら辺で再度チェックをしたら鉄筋量が増えたということ。名称のほうが道路橋示方書に。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 資料っていただくことってできるのですか。その積算した当時の単価基準が何を基準に積算したかという資料と、そうではなくて平成29年の基準に準じてもう一度積算し直したら7,900万円、ほかのものも含めてそうなのですが、増額したのだというその単価の増減、増額があるから値段って上がっているわけなので、何に対して補強したからこれだけ上がった。総額は伺ったのですが、そういう数量に対しての単価というのがあるはずなので、その単価ってどれぐらい上がったかどうかというのをいただけるでしょうか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時50分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時51分)

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 すみません。どれくらいの強度が上がったから、こういう金額になったのだという資料というのは、恐らくあると思うのですが、それは出していただくことというのはできるのですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回の指針のほうに対する変更で、それが原因で鉄筋量が増えた。この鉄筋量の比較でよろしいですか。

(「そうですね」という者あり)

○道路整備課長 わかりました。では、整理して提供のほうをしたいと思います。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 すみません。もう一点、当初PC橋工事道路仮設工で迂回を、仮設なので、また造って取り外すものなのかなと思うのですが、その認識で合っていますか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおりで、あくまでも米軍との調整でこれが必要ということで今設置して、また完成後はそこら辺のところ、撤去のほうはいたします。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 では、米軍側からの要請を受けた形で、この迂回路は造るというふうに動いているのだと認識したのですが、なのでこれも防衛補助等を活用しての迂回路製作作業に係る費用は、そこから8割程度充当されるという考えでいいという感じですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおり、防衛の8割補助、今回の費用については、防衛からの8割補助で行います。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 すみません。かぶっていたら申し訳ないのですが、去年の12月の定例会に入札、請負契約の議案が出されているのですが、その予定価格は新しいちゃんとした指針で提案したのかどうか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○道路整備課工事二係長 12月のときの予定価格のときの設計につきましては、古い基準のほうです。新しい基準ではないです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。今回の変更請負額、総額12億3,500万円ではないですか。これって消費税込みの額ではないですか。気になったのは、そのままそれを消費税引くと、前回の予定価格にかなり近い数字になっているのですが、これはたまたまということですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回の計算で高くしたので、たまたまになります。

○知名康司 委員長 ほかになければ進行してまいりますけれども、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第85号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

それでは、午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時55分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

○知名康司 委員長 陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情を議題といたします。

本件につきましては、先日前お諮りしたとおり参考人から意見聴取を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時01分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時04分)

○知名康司 委員長 本件の参考人として、宜野湾市女性団体連絡協議会より、崎原美智子参考人以下5名に御出席いただいております。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

早速、本件に対する説明を聴取して調査を進めていきたいと思います。

では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員会からの質疑に答えていただくようお願いいたします。

それでは、御説明をお願いします。

○崎原美智子 参考人 今日は、皆さんに声を届けられることをとてもみんなうれしく思っておりますので、どうぞこちらこそお手柔らかによろしくお願いいたします。

お手元に陳情書が届いていると思います。いつも陳情の項目が多くて、出した後に、これは優先順位をつけて要請をした文書からチョイスして、今年度はこれを陳情、今年度はこれを陳情というふうに持っていたほうがよかったかなということを、その後に反省とかいろいろ声があったのです。でも、今回はこれをそのまま出したので、その中から優先を選んでいただいて、そして陳情として進めていただけたらありがたいなというふうに考えております。

こういう陳情しているのは、私たち35年になる団体ですけれども、コロナ禍で3年ぐらいは活動を止めまして、そのときにもうこれは時代に合わない団体になっていくのだったら、縮小していったほうがいいのかって、いろいろその時期に悩んだこともありました。けれども、若い皆さんが、やはりこれは続けていくべきであると、まだまだ頑張りましょうという声もいっぱいありまして、今もちょっとコロナ禍からは加速しながら頑張っているところです。

その中でも、やはりSDGs、それからSDGsの中のゴール5のジェンダー平等、そういうところが絡んでくるということと、それから人生100年時代の高齢化になって、そこに皆さんが取り残されないということで、高齢の人たちの取りこぼしのない取組、この2つが出てきてしまったので、何を言いたいのだというふうなことを皆さん声に出したりすることがあるのです。でも、この現状からいくと、どうしても女性の活躍推進も進めなければいけない。そして、またそこから取りこぼしのある高齢者があってはいけない。その2本は平行線で考えていますので、こういう陳情になったと理解していただきたいと思います。この詳細につきましては、それぞれ質疑を受けてきちっと答えていきたいので、今日はまず概要としては、このような気持ちで陳情していますということを御理解いただけたらありがたいと思います。以上でございます。

○知名康司 委員長 それでは、本陳情に対する質疑を許します。どなたか。宮城優委員。

○宮城優 委員 宮城といいます。よろしくお願いします。冒頭でおっしゃられた35年、コロナ禍を経て35年という歴史を歩んでこられたと言いましたけれども、初年度と35年たった今とでどういうふうに変わってきたかという、女性の活躍の場とかがどういうふうに変わってきたと。これからまた目指すところとかが、抱負があればお聞かせください。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 35年前はいないので、そのときの状況は分からないのですけれども、先輩方からこの歴史をずっと聞いて引き継いでおります。そのときは、やはり女性がどうしても男女平等ではない。また、参画社会ではない。だから、女性が頑張って立ち上がらなければいけない、議会にも出なければいけない、発言もしなければいけないというすごく意気込みの大きい先輩方がたくさんいらっしゃったわけです。世の中は変わっていくから、私たちも頑張ろうということで引っ張ってきているわけです。それが、今の時代はSDGs、それから男女共同参画、結構これは普通になってきていますよね。当たり前の社会になっていますよね。ということは、それだけ皆さんの認識が変わってきているので、今あ那时的ような声を上げても、あまり意味がないわけですよね。意味がないと言ったらおかしいけれども、あ那时的ようなスタイルで声を上げていくことは効果が弱いと思うのです。

それで、ではこれから先は、女性はどういうふうにして進んでいったらいいのかということを考えたときに、やはりここに挙げてある女性議員を増やすとか、あと副市長さんを2人制にするとか、そういうところでもっともっと前に出ていこう。それから、審議会委員も、私が今手を挙げずにしゃべったように、経験がないとそうになってしまうわけです。だから、こういうことを、こういう場を経験することによって、失敗したな、こういうスタイルかと分かっていくのです。私も最初この審議委員やったとき何にも分からずに、一問一答も分からずにたくさんしゃべりました。多分御記憶があると思いますけれども。そういうことなので、だから男性だけがそういう形を経験して備わっていくのではなくて、女性も分からなくてもいい、今ここで分かって成長してほしいという、そういう場をいっぱい欲しいなというふうに常日頃考えているところです。

ですから、土壌に男女同じように参加しながら経験を増やしていくということで、次年度、未来、次世代には進んでいくのかなと。そして、次世代はデジタル化、時代が変わってくるから、パソコンは苦手だからノーよとかではなくて、やはりそれをどんどん、どんどん慣れていって、既に子供たちはタブレットで慣れている時代ですから、それに慣れていって、どんな場においても、それも追いついていくという女性に育たなければいけないのではないかというふうに思って、高齢者にとっては私はスマホの教室を自治会でやっております、簡単な。だから、高齢者のほうにはそう。それから、女性の活躍のほうには、またズームでもって日本女性会議のものを団体の中で一緒に研修を受けたりと、いろいろスタイルを変えながら頑張っているところです。ということでよろしいですか。以上でございます。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 すごく今で言うと女性が活躍する場というのは、35年前に比べると多岐にわたってきたというところなのですけれども、おっしゃるとおり議員とか、そういうのも女性の進出をすれば、変わっていくような私も気はしています。なので、推進に向けて私も力になればと思います。よろしくお願いします。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしく申し上げます。すみません。一つずつお聞きしたいのですけれども、陳情書の中の陳情1番で、審議会委員や管理職の女性登用について積極的な取組の継続であるのですが、具体的に積極的な取組とはどういったことをお願いしたいと思っていますか。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 以前は登用の比率自体が低かったですよね。どんどん、どんどん宜野湾市、そして他府県と比較して、沖縄県はかなりそういったところでは比率は上がっているのです。ですから、その継続でもって積極的に取り組んでほしいという意味合いであります。あまり消極的ですか。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 私のほうがもともと人材派遣会社のほうで勤務していて、労働基準法とかについてとか、男女雇用機会均等法について勉強してきた背景があったので、ちょっと気になったのですけれども、男女雇用機会均等法の中では新たに役職をつける場合に関して、男女とか性別、年齢、そういったことで差別してはいけないということが法律に書かれているわけなのです。なので、この言葉尻だけで見ると、女性を優遇しなさいというようなわけではなくて、基本的には女性が不利益を受けるような、例えば産休育休期間が在籍している期間に含まれないというようなものがあれば、それは改善しなければならないと思うのです。なので、意味合いとしてはそういった優遇をしなさいではなくて、不利益になるようなことを排除してくださいみたいな認識でいいですか。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 おっしゃるとおりだと思います。それは、均等法は、会社の中ではこれがはっきりと分かりますよね。任意団体になっているので、その中でそういうことが大きく上がってくるわけではありませんけれども、でもまた行政職員に対しても積極的に取り組んでいただきたいということも含めて、いつもこれを一番に要請しております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 わかりました。続いてなのですけれども、その次の下のほう、女性の人材育成につながる研修をする活動強化のための補助金増ということがあるのですけれども、具体的なところで活動強化の研修というのは、どういったことを行われていますか。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 活動強化、今まではヌエックという埼玉県で国立教育女性会館というすばらしい研修の場所がありまして、そこに毎年派遣をして、向こうで学んできた内容を持ち帰って共有してということをして続けておりました。それから、全国日本女性会議ということが各県で持ち回りになっていまして、今年度は甲府市、今年度は愛知県とか、そういう形で開催されるので、それにもまた参加をして持ち帰ってということで共有をしていました。

ですから、こういう研修をどんどん、どんどん続けていくと、活動費が18万円しかありませんので、その中で役員手当とかそういうこともなく、みんなボランティアでやっていますので、場所もなくやっております。その中で研修を続けていくというときに、皆さんに3分の1は団体から出してあげるけれども、あとは自腹だよというふうなことで旅費、研修費はやっていたのです。それが非常に皆さん負担だったでしょうけれども、誰も文句を言わずに勉強してくれました。コロナ禍になってズームになったから、旅費はなくなりましたけれども、なくなったから補助金も減るというわけではなくて、違う研修の方法がないかということを考えております。やはり出向いていって交流を持つことで刺激されることも多いですし、それから県内で沖縄県女性の翼であったり、それから青年会議所とかいろいろ活発な団体ありますよね。そういうところの研修にも参加して刺激をもらって共有していくという、そういうスタイルももっともってできたらいいなと、これからやっていきたいということがありますので、それで補助金等も継続して進めております。

実は会員が減ってきているので、この補助金の増額を私は言いたくても、今まで少し我慢してきたのです。けれども、試算してみますと、やはり25万円ぐらいは確保できればもっと活動がうまくいくなということを、昨日一生懸命試算表を出してみたのです。ほんの少しで言えば、減った団体の会費だと5万円ぐらいでいいだろうと思いました。でも、そんなちまちましたことではなくて大きく活動するために、今の18万円はせめて25万円ぐらいの補助金があると、もっと羽ばたけるのかなということを感じているところです。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 わかりました。ありがとうございます。最後になるのですけれども、3つ目の審議会委員、女性議員を増やすこと並びに副市長男女1人ずつの体制推進であるのですが、副市長に関しては、市長が議会の同意を得て任命するというような形だと思うのですけれども、市議会議員に関しては基本立候補制なので、立候補制だとその本人の意思が重要になってくると思うのですけれども、それを増やすことの体制推進というと、どういったことを具体的に何か考えられているのか教えてください。

○知名康司 委員長 津嘉山由美子参考人。

○津嘉山由美子 参考人 一応クォータ制というのを御存じでしょうか。ある一定の席を、クォータ制です。4分の1ではなくてクォータ制って、マイノリティーの人たちにある一定の割合で設ける……

(「漢字で聞いてもいいですか」という者あり)

○津嘉山由美子 参考人 漢字ではなくて……

(「片仮名のクォータ」「4分の1のクォーター」という者あり)

り)

○津嘉山由美子 参考人 ではなくて……

(「違う単語になる。割合のこと」という者あり)

○津嘉山由美子 参考人 よろしいですか。やっぱり北欧ですとかアジアでも、今ジェンダーギャップ指数で政治決定の場に女性が少ない日本は、本当に先進国として恥ずかしい順位になっていますよね。約150ぐらいのところの参加国の中で125前後ぐらいでしたか。これってほかの北欧とかアジアでは、クオータ制は早くからやっていて、女性議員を増やしていつているのです。政策決定する場に男性だけというのは、偏りがあるというのを男性自身も知らないのではないのかなと思うのです。

例えば最高裁の裁判官が10名いたとして、1人女性であと9人出ても誰も何も言わないけれども、逆に9人女性で1人だけ男性がいたら、みんなちょっとおかしいのではないかなという意見も出ると思うのです。でも、沖縄県では女性のいない市議会もありますよね、市町村。でも、そんなにまで問題視されないではないですか。立候補する人がいない。でも、これ逆だったら、女性ばかり例えば宜野湾市だったら30人女性議員がいて、男性が一人もいないといったら、ここはちょっとおかしいのではないという、そういう問題意識、無意識に私たち女性でも女がこんなやるのとかという無意識をなくすのが、この女性議員を増やす。

でも、学ぶ場がないと立候補しないと思うのです。子育てがとか、介護がとか、実はこういうことをちゃんとケアしたことが大事。これは男の人でも、俺が仕事休んだら給料が少なくなるから休めないという社会ではおかしいわけです。だから、そういうものを、女性議員を増やすということは社会の問題だということ。女性の問題ではないのです。社会の問題だということを皆さんが知ったほうがいいと思うのです。だから、副市長の件は市長がということなのですけども、逆の立場、男性も差別されているということを気がついたほうがいいかなと思うのです。だから、議員は、政策の場に女性を増やすということはとても大事だと思います。以上です。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 今の件ですけども、前の9月でしたか、議会でプリティ宮城ちえ議員さんが若者議会の開催についてということで声を出していたと思うのです。私たちも市長への要請をしたときに、学生の議会、それから私たちの模擬議会、以前先輩方は模擬議会というのをやっています。でも、私たちはその経験ないです。だからといって、先輩を呼び出してやる議会ではなくて、私たちを含めてもっと若い人たちを交えた、大学生であつたり地域の20代、また30代の方という若い人を集めた模擬議会ができないかなというのは、ここ二、三年ずっと考えているところなのです。

それと同時に若者議会ということをプリティ宮城ちえ議員が出したので、ここはつながってくるなと思ったのと、あと大学生や高校生の授業に議会の傍聴という授業を一つ入れてくれたら、議会の傍聴をすることによって政治に関心を持って、そしてもっと早くからこういうふうな感覚が身についていつてということで、将来役に立つのではないかなと。今すぐの効果はないですけども、そこら辺をどうにか教育委員会と何かの授業を使って、社会の授業を使って、そういう新しい授業を取り入れたらどうかなということも考えております。琉大の学生なんて、本当に今すばらしい人材がいっぱいいますので、もっともっとこういうのに参加させるということが大事ではないかなということで、よく団体の中でそういう会話をしております。以上でございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ありがとうございます。1個だけ聞きたいのは、クオータ制の先ほどの話を聞いた中で、一応クオータ制を調べたのですけれども、ということは宜野湾市としてクオータ制を導入してほしいというような陳情になるのですけれども、さっきの具体的な内容で言うと。

○知名康司 委員長 津嘉山由美子参考人。

○津嘉山由美子 参考人 クオータ制ができれば本当にできたほうがいいと思うのですけれども、でもしてくれるというか、自分たちが女性の中でも、クオータ制よりは実力でやったほうがいいよという人がいるので、啓発活動した上でのクオータ制のほうがいいのかなと思うのです。国会のほうでも、これはまだ賛否両論出ているので。でも、まずは宜野湾市から発信して行って、女性が政策の場に出るような政策を皆さんに考えてもらいたいと思うところです。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 わかりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしく申し上げます。お忙しいところありがとうございます。

私から続いての陳情の4番目、デジタル社会の通信環境、デジタルに関する市民講座の拡充ということで、何か先ほどもパソコン等のお話も出ていたのですけれども、具体的にどういった講座が効果的になるのかという何かお考えあればお聞かせいただけたらと思います。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 一応デジタル化を浸透させていくためには、やはり機器を触っていく、それから分からない人がその操作方法を練習する、そういった場がないと浸透はしないだろうというふうに思っているのです。学校の先生たちはこういう課題を持っているけれども、各自でそういう訓練をしているはずですし、後の世代にはそれは整っている。でも、今いる中間の私たちの世代には、それが足りないということがありますので、そこは積極的にめぶき、それからふくふく講座で今回はパソコンとプロジェクターをつないでやる機器の操作、そういうところの講座をしますよと。1回講座です、2回講座ですとか、あとパソコンの中で検索をしてこういうふうにして作表ができますよという、エクセル、ワードというのは操作方法にはなるのですけれども、それを個人でももちろん勉強している人はいっぱいいますが、少し市の中でこういうふうな講座が設けられないかということを以前提案したときに、このITに関しては、パソコンに関しては男女共同参画に関係ないからというふうに私は返答をもらったのです、課のほうから。このテーマは、そういう分野ではないからというふうなことを言われたのです。

でも、そこで目先のことを考えるのではなくて、これからのリーダーさんが、それができなくて新しい時代を乗り越えられるのかといたら、絶対出遅れていくということになるので、そこを先の男女共同参画、先の女性の力をつけるあるいは男性の力をつける、シニアの力をつける、そういうことを想定した上で、関係する講座をもっとやってくれないかな。リテラシーなんて教えてあげないと危険がいっぱいだから、みんな余計触らない、触らないってやっていきますし、一番いいのは市でやったまちづくり講座というのがあったのです。私もそれに何回か参加していますけれども、やはりああいうものをもって効果的だなと思ったのです。ただ、そういう講座はパソコン分からないから、私は参加しないわという人が多く、そこでそれも

教えるから、こういうのにもつなげていこう。自治会だってスマホでもって申込みをするとか、いろんな方法論が今出ているのですから、それにつながるように何らかの講座が欲しいなというふうに思っております。以上です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。詳細に教えていただきました。リスキリングという言葉も先ほど出ているので、余談ですけども、私の嫁もパソコンを人差し指で打つタイプなので、非常に活用してくれたらいいなと思うところなのですけども。

そして、あと6番目のこれについても教えてほしいのですけれども、高齢者や交通弱者の移動手段の検討と、それに伴う課題解消ということは、課題についてどういった考え方をお持ちか。

○知名康司 委員長 平良エミ子参考人。

○平良エミ子 参考人 高齢者の交通弱者の移動手段ということについては、何年前からもう長いこと宜野湾市のいろんな施設があっちこちに散らばっているという、箱物があっちこちにやっついて、それは基地があることでそういうふうな建物になっていると思うのですけれども、そういうので大山付近かな、そういうところから交通に不便を感じるとか、いろんなので、ずっと前に宜野湾一周のバスがあったのです。バスがあるときは、本当に高齢者の方々もどうにか楽しく回っていた時期があったと思うのです。それがずっとなくて、その後でも宜野湾一周のバスをどうにかできないかという話はちょいちょい出ているのです。だけれども、なかなかそれが思うようにいかないということもあって、やっぱりこれは続けて要請していくのがいいのではないかとということで、これを挙げてあります。

また、子供たちとか小学校、高校生までのバスもワンコインでもいいですから、100円とかワンコインでどうにか行けるような交通の便利さが備えられたらということもあって、ぜひこれは宜野湾市でやってもらいたいなというのがあるのです。そういうことで要請はしてありますが。

(「今ので少し付け足してよろしいですか」という者あり)

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 交通弱者の移動手段については、いろいろこれから私たちシニアですから、やはり現実のこととして受け止めていく年代になってくるので、皆さんとても大きな課題だなということを感じているのです。コミュニティバスを以前要請しましたところ、採算が合わないというところで実現できなかったのです。ところが、今公共交通ということで、国のほうもそれをきちっと各自治体でやっていくようにという指示が出ていて、これからきちっと取り組まなければいけないことになると思うのです。それで、コミュニティバス、それからキックボードであるとか自転車であるとか、いろんな移動手段の声が私たちの中でいっぱい楽しく出たのです。ところが、キックボードを乗るのはいいけれども、危険だよ。そして、安全教育必要だよ。自転車、沖縄県は自転車の道路整備できていないよね。自転車を使うといったって、そこで乗り方とか交通ルールを教えないと厳しいよね。安全と運用とやっていくためには、ただ物を与えるだけではなくて、教育指導のところもやらなければいけないねということも出ているのです。

ところが、公共交通を推進していこうという流れの中で、今本当に全国的に課題となっているタクシー運転手不足、それからバスの運転手不足、バスの減便とかいろいろ出てきて、これが非常に大きな課題になっているかなということ、ますます難しくなったなということを感じているのです。空白地域に関しては、コ

コミュニティバスを走らせればいいのだけれども、通常必要なときにタクシー呼んでも来ないというこういう現実、シニアに対してはとてもこれはきついことなのです。ですから、できればモノレールの延長とか、もっと早く実現できることはないかなということも含めて、本当に交通については取り組んでいってほしいというところを思っています。以上でございます。

○知名康司 委員長 佐和田幸子参考人。

○佐和田幸子 参考人 私たちの年齢になりましたら、道へ出ていくのも大変なのです。しかもバス賃も上がりました。タクシーも上がりました。その場合、特に宜野湾市の場合、博物館も遠いところにありますし、先ほど平良さんがお話ししていましたが、施設があるので、そこら辺に行くにも、特に高齢者になったら出て歩かないとぼけでも入ってくるのだよと。お互いにまたそこに行きたいなといっても、出ていくのが交通手段がちゃんとできていないものですから、行くのも大変なのです。行かなければ、宜野湾市のような教育施設なども回れないし、だんだん取り残されていく。お互いこういうのについていくためにも、やはり交通機関というのはとても大事だなと思っています。

ですから、できるだけ、先ほどもお話ししていましたが、中城方面が護佐丸バスが回っていて、お買物もリウボウに來たりなんかしていて、お互いのコミュニケーションを取っています。だから、宜野湾市においても出ていく場所を、いろんな面で学ぶという点からも、こういうような無料と言わなくても、やはりこういう施設にお互い勉強していけるようなところに行けるとするのは、年取っていく私たちのことよりも、さらに学ぶということをととても大事にしていけたらいいと思います。以上です。舌足らずで申し訳ありません。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 すみません。ちょっと私しつこいですがけれども、参考程度にちょっとお伝えしたいと思います。10月に都市計画課でしたか、そちらの職員の方と名古屋の市役所の視察研修に行かせていただいたのです。それは目的は何かといったら、チョイソコというコミュニティバスみたいなのがありまして、それをしっかりと回している現状を見させていただいたのです。沖縄県では北谷町が導入しているということを聞いています。名護市にもやったのだけれども、名護市はちょっとうまくいっていないと。一番最初に浦添市をやったけれども、どうもその仕組みを入れるのを、説明は聞いたけれども、仕組みを入れなくて、自分たちのやり方でやっているというふうなことを聞いているのです。

このチョイソコ、トヨタさんとのつながりがあるみたいですがけれども、すごくいい仕組みを持っていて、すぐにでも導入できると。ただし、予算の問題が3,000万円だったかな、すごく大きな費用があって、そういうことも調べたりしているみたいですから、公共交通オンリーではなくて、交通弱者のためにこういうコミュニティのところを早めにするのだったら、取り組んでもらいたい。それから、モノレールだったら、全市民に役に立つというところで、費用対、それからスピード感、どちらが実現可能かというのもしっかりと議員さんの目で確認していただきたいというふうに感じております。以上です。

○知名康司 委員長 平良参考人は、先ほど手挙げていましたけれども。

○平良エミ子 参考人 手挙げましたが、皆さんがお話ししておりますけれども、私も明るいまちづくりとか、宜野湾市がもう少しぱっと何か明るく楽しいまちづくりになるためには、そういうバス、コミュニティバスでもとにかく宜野湾市が取り組んで、派手なバスでもいいから回っていくと、もっと明るいまちづ

くりが見えるのではないかと思います。なかなかこちらのほうも、みんなシャッター通りとかいろんなのが目立ってきている世の中なので、高齢者がうんと外に出ていくような感じで、また気軽に外出していくような感じであり、子供たちもまたいつでもどこでも行けるような場所になっていけたらなと思っています。皆さんと同じ意見です。

○知名康司 委員長 ほかに。島袋盛子参考人。

○島袋盛子 参考人 すみません。コミュニティバスもそうなのですが、お年寄りがひきこもりにならない、外に出てほしいという、そこから安いコミュニティバスでもあればということの発想なのです。先ほど、また元に戻ってしまうのですが、デジタル社会のところの通信環境というところで、Wi-Fiの拡充をぜひお願いしたいということで、そこに添えました。お隣の沖縄市とか、そういった市町村の中で、市全体が市民がWi-Fiを使えるという環境を整えていらっしゃる場所がありまして、これは子どもの貧困問題にも非常に影響を及ぼしています。タブレットを宜野湾市も各一人一人に渡してお勉強するという、今早い段階からパソコンやタブレットを使つての教育事業というのが始まっています。でも、それを学校では触れるけれども、おうちに帰ったときにWi-Fi環境がなかったら通信料がすごい金額になるので、家ではできないという子たちがやっぱりいるのです。そういったときに市を挙げて市町村が全部Wi-Fi環境がどこでも使えるというような状況になると、子供たちも不公平感がない中で学びが進められるという、そういうことをすごく感じたものですから、ぜひここは力を入れていっていただいて、公的な部分での研修室とか会議室だけではなく、市町村どこでもWi-Fiが家庭の中でもつながるというふうな、そういった状況下に環境設備を整えていただけたら、非常にありがたいなと。

そうすることでお年寄りも、今スマホ教室を私たち頑張ってやっていますけれども、コロナのおかげで、随分とこの部分は先に進んだなということを感じています。こういうものをそのままとどめることなく、もっともっと豊かにしていただけたら、お年寄りが引き籠もったり、お子さんのそういう貧困問題にも差がなくお勉強が進められるということの部分ぜひ検討していただいて、できるだけそこを早く環境を拡充していただけたらうれしいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。今日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

宜野湾市の市議会に常任委員会3つあって、ここが経済建設常任委員会と言われているんですが、残念ながらこの常任委員会だけが女性がない委員会になっています。ほかの常任委員会には女性がいらっしゃいます。ということで、しっかり勉強させてもらおうと思って参加しているのですが、1番目の陳情の中で管理職の女性登用と書いてあるのですが、以前宜野湾市の職員に確認したところ、例えば管理職になれるような人材だけれども、断る人材というのは男性、女性、どっちが多いですかというふうに聞くと、現状どうしても女性が多いということをおっしゃっています。理由は様々あると思うのですが、忙しいとか家庭のことがあるとか、いろいろあるとは思いますが、やっぱり現在の環境自体がそういうふうになっているところがあるのかなと思っています。それは、恐らく3番目の女性議員を増やすところも、同じような理由ではないかなというふうに考えています。

なので、こういうふうに挙げていただいたことはもちろんなのですが、そもそも女性が活躍できる、男性と同じように引けを取らず活躍できる空気づくりみたいなのが、本来市役所に求めるところなのかなと

私は思っています。という前提ではあるのですが、最初の崎原さんの御説明の中で、この挙げた中で分けてやるべきではないかと、優先度の話をされていたのですが、この中でもしもないのだったらないでも構わないのですが、優先度というのがありますか。特にこれがという。全部一緒でしたら、それで構わないのですが。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 今、質疑が出なかった下から2番目の土、日、祝日、これは令和6年度に支障があるということでの声でしたので、今日はそれが第一優先かなということを話しておりました。それから、上から3番目、市議会議員が第2優先で、補助金増が第3優先、そして交通弱者第4優先、デジタルはある程度進んでいるので第5優先、1番目は継続取組なので第6優先というふうに、いきなり変わるものではないということがあったので、取りあえずそういう優先はつけているのです。ところが、土、日、祝日の会議室とかの問題については令和6年という早急性は、問題としては幅は大きくないのですが、期間的に差し迫っているかなということでの第一優先です。内容的なものは、やはり女性議員、それから交通弱者というところになっていくのかなというところは感じております。以上です。

○知名康司 委員長 島袋盛子参考人。

○島袋盛子 参考人 今の下から2つ目の土、日、祝日に使用できる研修室、研修施設、こちらがお分かりのように市民会館が今改装工事が入ってしまして、研修室使えない。そして、フェストーネさんが閉まりました。プリンスホテルができました。研修の場が宜野湾市にあまりないのです。あるところは、どうしてもいっぱいにすぐ埋まってしまうので、自分たちの市内の中にいて、私人材育成事業をしているのですが、研修ルームが使えずに、他市町村の研修ルームを使うような形で予約を入れるというようなことが続いております。そうすると、そこに生徒さんが集まって勉強した後、お食事をしたり買物をしたりということで、経済効果も実は起きているのです、それぞれの研修ルームがある近くで。

ですから、宜野湾市でそういったところに手を入れていただきますと、商工業者にとっても、そういったお買物をさせていただいたり食事をしていただいたりという形の部分が発生しますので、ぜひそういったところの部分を少し考えていただいて、研修ルームが市内の各いろんな自治会館とか、そういったところもありますけれども、そこも自治会の皆さんが主で一番最初に使うという優先順位があって、私たちはその後になるので、どうしても使えないというところがずっと続くわけです。そうすると、やっぱりよそに行って高いところをまた使ってやるという、これの繰り返しでずっと来ているので、次年度はもっとそれがきつくなるなという感じをとっても感じています。ぜひここは早めに研修室の問題というところを手がけていただければありがたいなと思っております。以上です。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 今の件です。商工会さんいろいろ事業なさるので、そういった声が大きく出ていたということでこれを挙げております。さらに、婦人会さんとか青年会さんは自分たちの事務所があるのです。女団協は以前はめぶきが事務所でした。なぜなら、そこに市役所職員がいたのです。それで、事務方としてそこに常駐しながら事務所だったのです。ところが、今はそれがなくなって仕組みが変わったからといって、私たちは事務所はありません。ただし、温情なのか、ありがたいことに住所はそこを事務所として名刺には掲載させていただいています。肩身は狭い立場でございます。あまりにも場所がなくて、ほとんど会長が全

て資料を持って家に置いて、また運んでということをするので、会長さんのところにはバザーの残り物とか資料とかも山ほどで、私なんかしょっちゅうシュレッターでこれを捨てているという断捨離も多いわけです。

それで、事務所欲しいねと、どこかと共有でもいいから欲しいねと。そのために現状としてはコワーキングの会議室を有料で借りてやったり、それからある人の小さい事務所を借りて使用料を払ったり、それはめづきを使えばいいのだけれども、私たちは仕事をしていてそれが使えない時間、8時に集まったら9時に閉まるから使えない。10時までやるといったときは、そういうのを使えない。それから、土曜日なら仕事終わってみんな夜できるね、集まれない、めづき使えない。日曜できるよ、やっていない。そういう現状が今とてもあって、この問題もとても大きくて、ファストフードでやったり、いろんな会議室代わりになっているのです。これを私声を大きくすると、事務所の住所をそこから削除されたら、私たちはもっと大変だなと思って非常に我慢していたのですけれども、できれば婦人会さん、青年会さん、どこかと一緒になりながら女団協という事務所があると、とても仕事が効率よくできるなというふうに感じております。

これと付け加えて、全体の会議室の分と、それからうちの団体の会議室の分も併せていろいろ確認していただけたら、本当にありがたいと思います。よろしくお願いします。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 御説明ありがとうございます。優先度をつけていただいたのですけれども、中には恐らく中長期的に取り組まなければいけないお話と、今おっしゃっていただいたように本当に喫緊の課題というものもあると思いました。この辺り、ぜひ私たちも市の職員とも問合せしたり、何かできることはないかというのは確認させていただいて、改善できるように私としては求めていきたいと思っています。御説明ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今日はありがとうございます。この女団協の皆様から上がってきた陳情、内容を見ると、男女のギャップというものの社会課題だけに向き合っているわけではなくて、全体的な多岐にわたる部分を皆さん社会課題として捉えて、陳情内容として挙げてきているのだなというところを感じている次第です。

結構多岐にわたるので、少し細かくというか、一つずつ聞いていきたいというところなのですからけれども、3番目の市議会女性議員を増やすことということであるのですけれども、皆さんのほうでは例えば今宜野湾市は26名市議会議員の定数あるのですけれども、何名程度が望ましいというか、これぐらいいたら女性の声は届くであろうというような割合でも結構ですし、26名中大体何名ぐらいいたら女性の声というのは社会に届いていくだろうというものがあるのか、お聞かせください。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 理想型としては、先ほどおっしゃったように半々でございます。ところが、現実的ではないので、せめて10名でもいたらというふうな気持ちは思います。3分の1程度いると、大分変わってくるのかな。今3名いるということだけでも、非常に心強いのです。ですから、そういうところを考えております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、理想としては半々、10名とか3分の1とかいたらいいなというところであるのですけれども、例えばその体制に持っていくようにするために、今のところは女性候補が立候補するというような

形を取らないと、10名確保するならば10名以上の方が立候補しないといけない。個々のエネルギーの部分にかかってくるのかなと思うのですけれども、個々のエネルギーだけに限らず、例えば社会的に支援ができるとか、先ほど言ったように制度としてこれだけ一定数の議席は女性に確保しようというような、そういった力というか、個々のエネルギーだけに求められるものではなく、別の力も求められているのかなと思うのですけれども、こういったものであると10名確保できるのではないというような、もしくは半分というような社会になるのではないという何か案とかがあれば、お聞かせください。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 座間味万佳議員が議員を目指したのは、那覇市のそういう講座、議員になるためののかな、そういった講座を6回か7回ぐらい受けてそれに踏み切っているのです。私、それとても興味ありまして、以前それを問合せしたら、年齢制限で50歳までとか40歳までとかという講座だったので、そうだなと思って、でもああいうのに非常に興味あったのです。それは、なるならないに関わらず、こういうふうな継続講座、議員のことを勉強しながら、それから社会のことを勉強しながらそれにトライするという、知識を蓄えると勇気も出ますよね。何にも分からないのに、行け行けだけで議員になるよなんてできないですね。だから、そういった土壌がまずは必要かなと。必ず、ているだけではなくて、宜野湾市でこれをやったら、すごく見通しが変わってくるのではないかなという気持ちは持っています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。では、今の御説明というかお答え聞けて、次聞きたいものがあったのですけれども、ちょっとつながるかなと思うのですけれども、2番目の女性の人材育成につながる研修を続けて活動強化の補助金増ということで、先ほど崎原さんのほうから活動強化の補助金増ということで、18万円のところを25万円にという。数字を見てみると、女団協の今年間の予算として18万3,000円計上されているので、これを25万円にできたらということだと思うのですけれども、女団協に対しての補助金増とはまた別に、女性の人材育成につながる研修を続けというのは、例えばこれは女団協で実施している研修を続けることなのか。もしくは今おっしゃったように、那覇市がやっていたように女性の方でも立候補できる講座というものを宜野湾市が開催して、それをもし開催することがあれば、女性の方だったりとか、那覇市のほうでは何歳までという年齢制限はあったみたいなのだと思うのですけれども、そういったものを講座を開催することで女性の人材育成につながる。

そういったものに宜野湾市のほうでちゃんとお金を出して講座をつくってくれというような、私は最初これを読んだときには、女団協に対する補助金増ではないのかなと思っていたのです、勝手ながらなのですけれども。女性の人材育成につながる研修を例えば民間だったり、ほかの任意団体の方たちがされていたりとかされているので、そういったところの活動強化にもつながるように、ちゃんと支援してほしいというような趣旨なのかなと思ったのですけれども、女団協の補助金増も含めそういった話をされているような、女性が活躍しやすいような社会をつくるための後押しをしてくれというような要望の内容ということでよろしいのでしょうか。ここはちょっと。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 今おっしゃるとおりです。これを私たちだけがやっていくには、とてもではないけれども、すごい重荷なのです。だから、それを支える行政あるいは民間の専門団体がいて、協力しながらやっ

ていくという部分ではできるのではないかと考えているのです。これが、補助金が女団協のではないのではないかとおっしゃったこと。これは女団協の補助金の増だったら、減少した会費の5万円程度で止めれば、今までどおりの運用はできるのです。ところが、これから先もっと県内、それから県外研修というものをアクションが違う方向で動き出せるとしたら、25万円はないとできないよねということを試算したわけなのです。

言っている那覇市でやったああいう講座、政治に関する講座、これはもっとできる、そういう力を持っている方がいると思うのです。そういう団体も含めて、どうにか市とつながりながら講座ができればいいのではないかというふうに思っています。直接この人がという方はいないのですけれども、琉大の学生さんとか、地域政策士の授業を受けている社会人の中には、そういう光る人たちがいっぱいいるので、そういうところから拾ってくるということもできると思います。以上でございます。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今日はどうもありがとうございます。先ほどから委員からの質疑がいろいろあって、ほとんどないのですが、1点だけ。この陳情、6つありますが、我々議員ができるものと、また行政ができるものとかいろいろあると思うのですが、この陳情というのは、今回は議員に対して。行政にもこの陳情をやったのかどうか。そして、この回答とかその辺についてはどうなのか、ちょっとお伺いします。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 これ項目内容は全く同じで、市長への要請をしました。表敬訪問と要請。そして、議長さんへも要請をしました。その後、議会のほうに同じ内容で陳情として変更させていただいております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今日は一応委員会に対しての……

(「そうです」という者あり)

○濱元朝晴 委員 この回答というのは、まだもらっていないですか。市長……

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 要請に関しての回答をいただいたことはないです。要請はあくまでも提案しているみたいな、投げっ放しなので。それで、議会さんのほうにこれを陳情になると反問が出てきたというので、これが二、三回目ですか。いろんなことを教えていただいて助かっております。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 女団協というのが35年続いて、当初は多分8団体ぐらいですか、現在はどのぐらいの団体で、どういう活動をされている。

○知名康司 委員長 崎原美智子参考人。

○崎原美智子 参考人 スタート段階では、11くらいあったのではないかと考えるのです。その中でやはり団体の考えがありますから、抜けていって退会していったということで8団体になって、最盛期8団体ぐらいで、現在6団体ということになっているのです。このうち5団体は市に関する団体です。赤十字さんであったり婦人会さんであったりという、そういう市に関するところ。残り1団体は女性起業家ということで、個人で立ち上がっていきこうとしている方を加入させていただいています。ただし、これは役員、それから総会の中で皆さんで審議をしまして了承を受けております。それはただいきなり飛び込んできた人ではなくて、今

まで女性の翼の団体で活躍しながら、私たちとつながりを持っている人だからということでの迎え入れです。誰でもいいという感じでやるとおかしくなるよということと言われていますので、先輩方が個人は駄目だよということ言う中で、でも減っていく中で新しい人材をそろえていって新しい活性化をするためには、やはりそういう枠にとらわれていたら変化できないと思ったので、あえてそういうことで皆さんの了解をいただいてごり押ししました。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 最後になりますが、事務所がないということでお聞きしたのですが、やっぱり事務所がないという活動が難しいと思いますので、ぜひこれからまた、その事務所が用意できるかどうか分からないのですが、検討しながら頑張りたいと思います。以上です。

○知名康司 委員長 宮園峰子さん。

○宮園峰子 参考人 女団協は35年なのですけども、私は去年は、去年というか、今度の4月の総会、71回の総会でもって婦人会から女性会って名前を変えたのです。全国では去年から一緒にして、県も中部も宜野湾市も女性連合会ということで、そしてその中で70年たって、今日いらっしゃる2人は歴代の会長なのです。私は42代という、この70年の間に。なので、すごく女団協もその中の中核をしていたのですけれども、婦人会、女性会もとても会員減ということで、本当は一番数が多くて動力にならないといけないはずですけども、高齢化というか。なので、女性連合会という名前でどんどん会を進めているのですけれども、そんな中で私たち女団協に参加して何か得するのがあるのか、いろいろと女性ですから高齢者になっているとあるのですけれども、とても触発される女性団体連絡協議会なので、いろいろと私たちにできないことを女団協はずっとやってきてくださっているんで、一緒になってまたいろいろとできないこと、SDGsも考えながらいろんなことをしながら、触発を受けながらやっている団体ですので、これから今日の話をいろいろと聞いて、それぞれの団体もそうなのですけども、しっかりまた議員さんの間にももっともっと地域の女性、婦人会はあるけれども、市には登録していませんよとかありますので、ぜひすばらしい女性会員を待っているんで、この際皆さん、議員さんに、地域でしっかり婦人会を支えて追い出してくださいっていいなと思っています。本当に女団協はすばらしいですので、もちろん女性会も、女性連合会もよろしくお願いします。

○知名康司 委員長 平良エミ子参考人。

○平良エミ子 参考人 話が飛び飛びになっているようなのですけれども、女性の議員を増やすということは理想ではあるのですけれども、やっぱり女性なりにエネルギー問題で厳しいところもあると思うのですけれども、副市長を要請していくということはどうにかできないこともないと思うのです。公募とか、宜野湾市にはすばらしい方々が結構いらっしゃると思うので、女性議員も女性市長になる候補でも挙げて、それに持っていったらいいなと思っています。よろしくお願いします。

○知名康司 委員長 ほかになければ進めてまいりますけれども、よろしいですか。平良エミ子参考人。

○平良エミ子 参考人 それから、女性の地位向上にも関することとは思いますが、女性の管理職の登用は大体宜野湾市はほぼ達成化していきありがたいことです。これも今まで女団協が訴え続けてきたこともあると思うのです。今落ち着いた状況ではありますが、まだまだだと思っておりますけれども、審議委員会のほうに女性を、いろんな審議委員がありますね。その中に半々でもいいですから、女性をできるだけ登用していくように、これだけでもできると思うのです、このほうはどうか。そういうところから計画は進めていったらど

うかなと思っていますので、追加です。よろしくお願いします。

○知名康司 委員長 ほかになければ進行してまいりますけれども、よろしいですか。

（「進行」という者あり）

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時07分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後3時08分）

○知名康司 委員長 審査中の陳情第19号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時09分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後3時22分）

【議題】

議案第85号 喜友名23号道路整備工事（3工区）請負契約の議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第85号 喜友名23号道路整備工事（3工区）請負契約の議決内容の一部変更についてを再び議題といたします。

担当課より補足説明をしていただきます。道路整備課長。

○道路整備課長 午前中の質疑かどこかで嶺井委員のほうから、この最終の契約金額、当初の予定額と一緒にではないか、最初から耐震を含んでいたのではないかという答弁で若干の舌足らずで、追加で説明したいと思います。実際に今回、当初の設計分には旧耐震でしておりました。今回、当初の予定価格と同一になった理由としては、その金額が今回の補助金のアップ額でした。それと合わせる格好で、今回同様工事費のほうを積算しております。偶然というより、もらった予算の範囲内、アップーでの変更契約となっております。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そうなると気になることが1点だけありまして、公共工事ですし、それは民間の方に発注しているわけではないですか。その公共工事は、私自身は絶対必ず民間の方が赤字になってはいけないという考えがあるのですが、そういった懸念点等は払拭されているのかどうか確認したい。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回赤字ではなくて、追加の工事費として追加をしております。やった分に対してはしっかりと精算で支払いをしたいということで、今回の変更契約のほうになっております。

○知名康司 委員長 ほかにないですか。

（「進行」という者あり）

○知名康司 委員長 審査中の議案第85号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時26分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時38分)

○知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は12月12日午前10時から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

(散会時刻 午後3時38分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和5年12月12日（火） 3日目

午前10時00分 開議

午後 0時08分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	知名 康 司
委員	濱 元 朝 晴
委員	下 地 崇
委員	嶺 井 拓 磨

副委員長	宮 城 政 司
委員	又 吉 亮
委員	宮 城 優

○欠席委員（0名）

○説明員12名）

市民経済部長 次	新 垣 育 子
市民課 市民課係長	前 田 美 和
産業政策課 長	宮 城 恵 美
産業政策課 雇用企業係長	松 田 学
道路整備課 長	高 江 洲 強
総務部 次	多 和 田 眞 満

市民課 長	宮 良 弘 美
市民課 戸籍係長	譜 久 山 朝 也
産業政策課 企業誘致担当主幹	饒 平 名 文 治
建設部 次	城 間 勝 也
施設管理課 長	與 那 嶺 諭
総務課 管財係長	福 本 司

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	又 吉 竜 希
-----	---------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第 87 号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (2) 陳情第 22 号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援について
- (3) 陳情第 23 号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について
- (4) 議案第 75 号 令和 5 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (5) 議案第 78 号 令和 5 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (6) 議案第 79 号 令和 5 年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (7) 議案第 80 号 令和 5 年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (8) 議案第 87 号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (9) 議案第 85 号 喜友名 23 号道路整備工事（3 工区）請負契約の議決内容の一部変更について
- (10) 陳情第 9 号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情
- (11) 陳情第 10 号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情
- (12) 陳情第 13 号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情
- (13) 陳情第 14 号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情
- (14) 陳情第 19 号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情
- (15) 陳情第 22 号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援について
- (16) 陳情第 23 号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について

第454回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和5年12月12日（火）第3日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第87 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 議案第87号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入る前に、担当課より議案第87号について趣旨説明をお願いいたします。市民経済部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしく申し上げます。資料1のほうの1の改正概要、私がいまいちよくわからないので教えてほしいのです。政令ってありますよね。これは政府から来たことだと思うのですが、これは全国の自治体に下りてきたものなのかということ。

もう一つは、2のほうの戸籍（除籍）の欄にある電子証明書提供用識別符号というのは、紙媒体ではないということなのでしょうか。この2点。

○知名康司 委員長 市民係長。

○市民課市民係長 政令についてお答えいたします。政令につきましては、こちらのほうは地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令ということで、各全国の市町村に適用される法律を、政令を今回適用しております。

○知名康司 委員長 戸籍係長。

○市民課戸籍係長 私のほうからは、電子証明書提供用識別符号について説明したいと思いますが、お手持ちの資料2の1ページ目、上段右上の図を見ながら説明すると分かりやすいかと思いますが、そちらを見ながら説明させていただきます。識別符号というものは、簡単に申し上げますとパスワードのようなものになっておりまして、今回の条例で規定します識別符号の発行手数料につきましては、紙媒体でその方の識別符号のパスワードを印字したものを、証明書として交付するような形で改正される予定となっております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 手間がかかるという認識でいいのですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 ちょっと分かりづらいかと思うのですが、例題で申し上げますと、パスポートとかの申請する際に、これまで戸籍抄本などを添付して旅券という形で事務所のほうで発行の手続きを行っていたかと思うのですが、これについてはこうした証明書の代わりになるような番号、アクセスキーというか、パスワードみたいなものを証明を発行して、それにおいてパスポートの申請等をオンライン等で可能になると

いった、信頼性が高まるような内容となっております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 では、紙媒体での手間というか、そういうのが若干省かれて、簡素化されるというのですか。パスワード、それを持っていれば出し入れが早くなるというか、そんな認識でもいいのですか。私ちょっとアナログなので、その……

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 これからの活用になるかと思えますけれども、例えば役所で児童手当とかいろんな手続をする際に、証明書とかそういったものが必要になる際は、こういったものが要らなくなったり、行政手続上不要になったりといった、今後そういった形になっていく。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしくお願ひします。私も分からないので教えてもらいたいのですけれども、ちょっとやりやすくなるという観点なのか。今までは結構厳しく本籍は那覇なので、那覇に取りに行く、役所に出向いたりしたのですけれども、そういう手間がなくなるということはメリットも大きいようですけれども、ちょっと気になったのはセキュリティーか何か、簡素化する分そういった配慮とか懸念点しましたか。

○知名康司 委員長 戸籍係長。

○市民課戸籍係長 今、下地委員からお話があった内容なのですけれども、セキュリティー面に関しましては、今回の制度改正に伴いましてシステム上のセキュリティー、生体認証を新たに導入するという形で、証明交付に係る事務作業者のアクセス権限等を厳格化しておりますので、その辺りは交付に向けてはセキュリティー対策を強化するとい形で準備を進めております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。ということは、結構大がかりな改正だったのかなと聞こえたのですけれども、この整備導入に当たってどれぐらい費用がかかったのか。

○知名康司 委員長 戸籍係長。

○市民課戸籍係長 総額について今手元に資料を持ち合わせていないところではあるのですけれども、今回の令和6年3月施行に向けては、戸籍法自体が令和元年度に改正をされまして、来年の3月に向けて段階を追って、戸籍システムのネットワーク関連のシステム整備を段階的に進めてきたところとなっております。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしくお願ひします。識別符号なのですけれども、これはこういった形で発行されるのか。紙なのか、通知なのか、カードなのかということ。

○知名康司 委員長 市民課長。

○市民課長 識別符号に関しましては様式が定められておりまして、本籍謄写、識別符号が記入された用紙が発行される予定となっております。

○嶺井拓磨 委員 わかりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 何か見本みたいのがあったら分かりやすいですね。説明するには、物があれば分かりやすい。ある。では、回してもらいましょう。さっきの識別、分かりにくい。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時20分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時21分）

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。今の続きを伺いたひのですけれども、先ほどパスポートを取得するときのことを事例としてお話ししていましたが、そもそもパスポートを発行してもらうときというのは、戸籍の謄本、抄本が必要なときに、この符号という代替のデータというか、情報で発行できるようになりますということだと思ひたのですけれども、どれくらいあるのですか。パスポート以外どれくらいの利用頻度を想定されているか。

すみません。ちょっと聞き方を変えます。今のだとすごく大きくなり過ぎるので。つまり戸籍謄本が必要な場合は、そのものではなくて、この符号で代替できるようになるという、ほぼ全てがそういうふうになっていくというふうに理解していいですか。例外はあると思ひのですが。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 今、具体的な手続きの例というのがまだ示されていないところで、国からもパスポートなどというような表現で来ておりますので、そういった行政の手続については、今後整理されていくものかなと認識しております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今のお話を受けてなのですけれども、結局市民として利用する際にどう変わっていくから、いつから何をしなければいけないかなというのが出てくると思ひのです。もしかしたらパスポートの事例だと、これまでどおり、この符号ではなくて戸籍そのもの、謄本そのものを持っていつでもできるのであれば、市民側としてはあまり何も変わらないかもしれないですけれども、この符号にすると、手数料だけ見たら50円くらい安くなるとか、そういうメリットが出るのかと思ひたのですけれども、何がどうなるという部分というような市民への周知みたいなものは、今のお話だと、行政側でもまだしっかり下りてきていないように聞こえたのですけれども、この条例の改正に合わせてなのか、もっと先の話になっていくのか、市民への周知というのはどういうふうにいつ頃を予定していますか。

○知名康司 委員長 市民課長。

○市民課長 条例の改正のほうは、先に3月5日公布ということで改正いたしますが、周知についてはまだ詳細な情報とかが来ていないものですから、そちらを確認しながら追って周知はしていこうと考えていますが、いつ頃というのは、ちょっとまだ今のところ準備しておりませんので。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 いつ頃というのは、まだ下りてきていないと理解していいですか。下りてきてはいるけれども、まだ準備不足とかというわけではなくて、国のほうの制度というか、周知の指針とかまだ固まっていないというか、今準備中で、先に条例等の変更を済ませておいて、それから実際に市民に周知等をやっていくというスケジュールになっているので、今はまだ先に制度のほうの条例の変更を進めているというふうな理解で合っていますか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 宮城委員のおっしゃるとおりで、まず市の条例等、この制度の内容が明確になったら、すぐに取り組めるように準備したいと考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。多分そういう情報があると、我々も理解しやすくなるというのがあるので、今後また教えていただければと思います。

別の観点なのですが、これまで先ほど係長がお話ししていた令和元年度からでしたか、この移行が、システム的な移行とか始まっているという話なのですが、もともと本籍地のある市区町村で取れたデータが、ほかの最寄りの市区町村で取れるようになるということはちょっと分からないのですが、イメージなのですが、そのデータというのはそれぞれの市区町村で管理しているものが、現状法務大臣管理の国のほうで一括管理するようなデータの持ち方によって変わっていったのですか。その辺り分かりますか。

○知名康司 委員長 戸籍係長。

○市民課戸籍係長 今回の御質疑につきましては、まず戸籍事務の大本の制度としまして、市町村で管理している戸籍の副本、バックアップデータを法務省のほうで保管をするというのが、全国的にネットワークを構築して運用していたものがございました。それを令和元年度の法改正を皮切りに、そちらをより発展させたものを法務省側で戸籍情報連携システムというものを構築しまして、そちら市町村から法務省側で構築している戸籍情報連携システムへ戸籍情報を全て送信をしまして、広域交付の証明交付などに関しては、その戸籍情報連携システム、法務省側のシステムからの情報を引き出してきて交付をするという仕組みを、構築しているところとなっております。なので、直接市町村間でやり取りをしているというよりは、法務省側で一度集めた情報を各市町村側が必要に応じて利用するというような形となっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そうすると、市町村で管理する必要がなくなるのではないかと思いますので、データを。全て一括で国のほうで管理しているので、市町村はそこにアクセスすればいいわけですね。どこの市町村からでもそこにアクセスすれば、必要な情報が得られるという話、今回やろうとしていると思っています、そうしたら、今もう既にそうなっているのか、今後そうなるのか分からないのですが、市町村は戸籍のデータを持たなくてよくなるのではないかと思いますけれども、分かりますか。

○知名康司 委員長 戸籍係長。

○市民課戸籍係長 将来的にはそうなる可能性があるのかなというふうには、あくまで個人的な意見であるのですが、ただ現状の法律の仕組みにおきましては、戸籍の正本、原本に関しては市区町村で管理する。あくまでも法務省側で保管する情報に関しましては、バックアップしている副本を基に、今回の広域交付なども事務を行うということで法律上なっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございました。詳しい説明ありがとうございます。

すみません、もう少しだけ。これまでの状況を把握できていないくて、確認なのですが、戸籍謄本をこれまで市区町村で発行してもらって、全国一律の料金だったのですか。要は今回の制度が導入されると、どの市町村でも取れるというふうになると、恐らく一律にしないといけないのかなと思ったのですが、もともと一率であれば、特に変更は必要ないと思うのですが、市町村によってこういった発行手数料

って変わる部分があると思っています。戸籍謄本どうなるか、この辺りは変更ありますか。

○知名康司 委員長 戸籍係長。

○市民課戸籍係長 こちらにつきましては、全国統一で同じ手数料ということで発行はしている形になっております。

○宮城政司 委員 もともとですね。

○市民課戸籍係長 もともとそうですね、はい。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 先ほどからのパスポートの件で例題出して、識別といいますか、やっぱりあれを作らないと、パスポート、住民票抄本と戸籍抄本等を添付して写真をやって出すのですが、結局これを作らないと、宜野湾市だったらそのまま取れるのだけれども、これがないと結局添付してできないというふうな考えでいいのですか。

○知名康司 委員長 市民係長。

○市民課市民係長 パスポートに関しましては、今、今年度より電子申請が始まっておりまして、その電子申請の際にマイナポータルでオンライン上で申請できるのですが、別途必要書類である戸籍謄本の提出書類なのですが、戸籍謄本は別途窓口で渡す、交付する。本人が申請するときに別途つける形になっているので、今後はアクセスキーの識別符号を活用して、オンライン上でアクセスキーを取得して、それを市区町村のほうにアクセスキーを提供する形で、窓口に来なくても申請ができる仕組みづくりを今国が検討しているものです。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 戸籍抄本、謄本を取るときは、市外は向こうにお願いしたり、親戚にお願いして取り寄せしていたので、本当に便利になるとは思いますが、先ほどから安全面とかセキュリティーのほうをしっかりとすれば、なるかなと思うのですが、パスポート以外も、そのような感じで同じようにやるというふうな形なんですよ。戸籍抄本を取ることではできるということでいいわけですね。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 紙ベースの戸籍抄本も通常どおり交付となります。

○知名康司 委員長 1つだけ。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名委員。

○知名康司 委員 資料の中の3番の改正による効果ということで載っていますが、この上のほう、本籍地以外の最寄りの市区町村窓口で戸籍謄本等の請求が可能になるということは、今まではできなかったということですか。

○宮城政司 副委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 これまでは、本籍地がある市区町村でしか戸籍関連は取れないこととなっていてございました。それが全国どこでも取れるといった内容に改正します。

○宮城政司 副委員長 知名委員。

○知名康司 委員 それと、2行目から戸籍電子証明書提供用識別符号等を提出することにより、申請手続等

に戸籍謄本等の添付が不要になるということで載ってはいるのだけれども、この識別符号があれば、その都度出さなくてもいいということですか。そういう捉え方でいいのですか。

○宮城政司 副委員長 市民課長。

○市民課長 識別符号については、発行から3か月以内は使えるということなので、電子で行う手続については、その番号で3か月間有効という。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかにありませんか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の議案第87号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っています。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時37分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時52分)

【議題】

陳情第22号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援について

○知名康司 委員長 次に、陳情第22号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

それでは、担当課より陳情第22号についての見解があれば、その説明をお願いいたします。産業政策課長。

○産業政策課長 こんにちは。産業政策課の宮城です。よろしくお願ひします。今回、陳情第22号で挙げられておりますシルバー人材センターの決意と支援についての要請ということで、市長のほうにも要請がございまして、私たちも直接受け取っております。議長宛ての内容とほぼ一緒のものとなっております。これを受けてというところもありますけれども、例年どおり補助金の当初予算要求は今年度も一応行っておりまして、補助金の確保については行っているということと、公共からの事業発注の確保という点につきましては、例年どおりこちらも公共施設の清掃業務、軽作業におけるものを公共施設管理業務委託ということで、補助金とは別に委託料を確保するように努めているところでございます。

それから、またこの決意と支援の要望の中にございますインボイス制度の部分につきましては、こちらも公共施設維持管理業務委託の中で事務費をアップさせて、この分についてもしっかりと予算化、確保しているというところであります。見解については以上です。

○知名康司 委員長 これどうしよう。23号も一括にしたほうが分かりやすいね。

○産業政策課長 一括だとまた同席がありますが、23号も。別、担当課が同席になりますが。

○知名康司 委員長 では、分かりました。では、今の22号に関して質疑をお願いいたします。どなたか。

(「すみません。ちょっとまた補足ですみません」という者あり)

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今回の22号につきましては、縦書きのものをまず見ていただいて、この中に3点要望があるというふうに私のほうでは理解をして、今の説明させていただきました。1点目が国の補助金と同額以上の補助金の確保、2点目が公共からの事業発注の確保、3点目にインボイスの補助ということで理解して説明させていただいたところです。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしく申し上げます。ちょっと教えてもらいたいのですけれども、シルバー人材に登録されている就業できる方々の在籍者数というのは、減っている部分だろうとは思いますが、その推移とか減少傾向にあるという何かお示しいただけるとか、答弁もらえると助かるのですけれども。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 会員数でよろしいでしょうか。

○下地崇 委員 会員数ですか、はい。

○産業政策課長 こちらにつきましては令和4年度は345名となっております、これは前年度、令和3年度で311名でございましたので、増加しております。例えば令和2年度でいきますと313名でしたので、令和2年度、令和3年度は2名減にはなりましたが、令和3年度から比較しますと34名の増というふうになっております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。事業の、表現いいか分からないのですが、働き口を増やす。コロナで影響を受けたのでということで、非常に前向きな印象を受けたのですけれども、これは市の事業を積極的にシルバー人材さんのほうに発注をしてほしいというような意味合いで捉えてよろしいですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 公共のほうでも、先ほどの公共施設管理業務委託につきましても拡充してまいりましたし、またシルバー人材センターさん自身も民間の個人からの受注とか、そういった仕事の就業の確保にかなり力を入れて営業活動といいますか、努めていらっしゃるようで、結果的に仕事をしながら頑張っているという状況です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。人材不足の中で、非常に働く意欲のある方が増えるってとてもいいことだと思っているのです。何か募集とかかけて増えたとか、人材が手厚くなったという要因、何か、関係あるか分からないのですけれども、情報があれば教えてください。

○知名康司 委員長 雇用企業係長。

○産業政策課雇用企業係長 雇用企業係長、松田です。お願いします。営業担当に該当する方がシルバー人材センターの中にもいまして、例えば説明会を定期的開催したりですとか、あと例えば台風後でなかなか作業ができない間に市役所の玄関前でビラ配りというか、そういった営業、会員になりませんかという形でお客様とか市民の方にお声がけする作業とか、そういった努力をされていますので、そういった意味でコロナ禍が明けて会員数が増えていっている状況なのかなというところで考えております。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。23号でしたね、公園の管理業務に対して触れられているものがあつたと思うのですが、多分指定管理者さんが既に入っているところとのすみ分けの話になるものの調整なのかなと思って、その辺の見解を伺います。

(「23号はこの後で……」という者あり)

○知名康司 委員長 23号は次にやるけれども……

○下地崇 委員 そうですね。大丈夫です。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしくお願ひします。すみません。聞きたいのが決意書、支援と要望のところでインボイス制度のところで、新たな税負担が発生しますということで書いてあるのですが、その後に収支相償が原則でありと書いてあるのですが、宜野湾市が今まで発注していた場合は、税金とかというのが払っていなかったということですか。ちょっと意味が分かっていなくて、事務手数料を負担するということをさっき言われたのですが、どういう内容なのかというのをもうちょっと詳しくお願ひします。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 これまでも公共施設管理業務委託の中では、消費税も込みで、事務費込みでお支払いをしてきているのですが、今回このインボイス制度改正によって、本来、会員さん個人個人が個人事業主としてインボイス制度に対応するには、そこでインボイス分の消費税を免税事業者として会員は登録してきているのですが、その分を会員さんからインボイス分の消費税を取ることができなくて、シルバー人材センター自体がこれを負担する形になってしまうという状況の中で、そのシルバー人材センターの負担を軽減するために、公共ではインボイス制度の適切な負担を求めている内容となっております。

そこで、公共としましては、このインボイスに係る消費税のアップの部分、現在経過措置期間となっております、2%の支払いで済む期間となっております。この2%と、それに係る事務費の分の1%を足して、今回3%例年よりもアップした形で予算を組んで次年度は対応していきたいというふうに考えています。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 今の中で確認したいのが、まずこの2%、軽減措置の2%というのがちょっとごめんなさい、初めて聞いたので。2割ではなかったかなというのが確認したいのです。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 すみません。2割の軽減措置となっております、消費税が現在10%ですので、その2割分ということで2%という計算で措置しております。失礼しました。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 それプラス、会員というのは、私の認識では人材派遣される労働者側だと思っているのですが、労働者側からなぜ消費税を取らなければいけないのかというところをお願ひします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時08分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時09分)

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 すみません。シルバー人材センターに雇用されているわけではなくて、会員については、今言いました一人親方というような形で個人事業主、お一人お一人が個人事業主となりますので、その分については負担が生じてまいります。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前11時11分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前11時12分）

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 最後に1点だけ、シルバー人材センターからいただいていたほしい資料があるのですが、派遣をしているということであれば、マージン率の開示というのがあるのですが、マージン率の開示は、派遣をしている事業者は必ず開示しなければならないというのがあるのです。なので、それを令和元年から令和5年分までいただいてもらうことってできますか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 例えば今総会資料を確認しますと、派遣事業で手数料というのがありますので、恐らくそのこと……

○嶺井拓磨 委員 いや、違います。手数料では……

○産業政策課長 マージン率……

○嶺井拓磨 委員 マージン率の開示というのが派遣法で定められているので、それを知りたいです。休憩いいですか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前11時13分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前11時14分）

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今嶺井拓磨委員から要求のありましたマージン率については、資料を確認して、シルバーのほうに確認をして提出してまいりたいと思います。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今の嶺井委員の質疑に似た感じになるかもしれませんが、公益法人であるシルバー人材センターは収支相償が原則でありとあるのですが、公益法人だから公益事業比率というのがあるはずなのです。恐らくインボイスによって消費税額の負担があるということは、支出の分がその分見込まれるので、公益事業比率の達成が難しくなる。なので、その分補填するために、収入を委託料なり補助金なりで増やしてくれというのが恐らく要望だと思うのです。ですので、シルバー人材センターのほうでの公益事業比率が何%であるのかというのと。

もう一つ、インボイス導入によって予想される上積み額、要するに納税額というところから算出して、恐らくこっちの多分補助金だったり委託料だったりというのを増やしてくれという要望なので、まず予想される分、増額分というのがどれぐらいなのかというのを聞かせてください。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前11時17分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前11時20分）

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 納税額の予想額というところで……

（「……と事業率」という者あり）

○産業政策課長 公益事業比率、この2点について、シルバーのほうに確認をして提出してまいりたいと思います。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。先ほど課長の答弁で、今年度も補助金要求していくというふうにおっしゃったと思うのですが、ここ数年補助金額って幾らだったか、増減もあるのか伺いたいです。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 すぐにお答えできるのは、令和5年度と令和4年度になります。令和5年度の補助金については1,667万5,000円、16,675,000円でございます。令和4年度が同額でございます。1,667万5,000円です。

（何事かという者あり）

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 市補助金の額でよろしいですか。では、すみません。訂正させていただきます。市補助金で言いますと、令和5年度が16,375,000円になります。1,637万5,000円になります。令和4年度も同額でございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 令和3年度、令和2年度とかは今分らないということなのですが、この金額の根拠というのは、何かを基に、例えば会員数なのか、何を根拠にこの数字になっているか御説明お願いいたします。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 補助金ですので、次年度の事業計画など提出していただいて、そこを基に前年度比較も加えながら予算化しているところでございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この補助に対して利用制限といいますか、こういうものに使っていい、こういうものに使っていけないなどの何かルールみたいのがありますか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 宜野湾市高齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱というものがございまして、これを基に補助金は支出しております。こちらには交付対象として、センターが行う補助事業の実施に要する経費の一部について交付するというだけが定められておりまして、全体の中で事業を行っていく中の一部を補助しているという形でございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今、課長がおっしゃっていただいた要綱って、その抜粋でおっしゃっていただいたと思いますけれども、もしどこかにあれば、その要綱をいただきたいのですけれども、資料として。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 補助金交付要綱のほうを提出してまいります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 お願いします。すみません。続いてなのですけれども、公共からの事業発注確保についての要望があるのですけれども、こちらの手元にある範囲になるかもしれないですが、発注数は令和4年、令和5年、もし分かれば、その前がどれぐらいか分かりますか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 件数ということでございましたけれども、私たちのほうで取りまとめています公共施設管理業務委託のものでまずはお答えさせていただきたいと思いますが、こちらに関しては13課で行っておりまして、件数で言いますと、市民広場の作業を2つとカウントしていたりとかしますので、件数では今すぐにお答えしにくいのですが、大体の内容でよろしいでしょうか。

○宮城政司 委員 内容と、あとは金額とかだったら分かりやすいですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 人員数で延べ数でまずは申し上げますと、令和5年におきましては5,000人、これは延べになります。週2回とか4回とかございますので、延べでいきますとこちら。金額で言いますと、3,856万4,000円程度というふうに……

○宮城政司 委員 前の年だと。

○産業政策課長 前の年、前年度は人数はちょっとお答えできないのですが、金額で申し上げますと3,656万9,000円。大変失礼しました。訂正いたします。3,541万1,000円です。訂正いたします。令和5年度の額は3,656万9,000円です。36569、令和4年度が35411でお願いいたします。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。後で資料にして、もう少し何年か前までさかのぼってのその金額と、あとは事業数とかいただくことはできないか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 では、公共施設管理業務委託料に関して3年分、5年分……

○宮城政司 委員 できたら5年分。

○産業政策課長 5年分資料提出してまいります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。こちらで課長も先ほど説明された大きく3つの要望があるといった中の現状を把握したいので、今の質疑させていただいているのですけれども、1点だけそこで確認したいのが、今物価高というのが非常に取り沙汰されているというか、実際起きていると思うのですけれども、そういういったこと、物価高を考慮して、事業の発注の数が増えるかは別かもしれないのですけれども、単価を上げることになるとか、あとは補助金等を少しそこを考慮した金額になっていくかとかというようなことって、

何かされていますか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 物価高といいますより、今回反映されていますのは人件費の増になっておりまして、最低賃金も上がったということもございますので、そこを考慮いたしまして配分金ということで、公共事業などを行う際の人件費の単価がございますが、そちらがシルバー人材センター自体も基準の見直しがございますので、そこに合わせて私たちも単価を約200円程度上げているという状況はございます。そこを反映させて、次年度の予算要求は行っているところです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。では、今の話でいくと、多分これまでの過去のものを見るよりは、多分来年度にそれが反映されると。令和6年度に反映される予定ということですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 はい、そのとおりです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 補助金だったり委託料だったりという宜野湾市のほうから予算を出しているわけなのですが、シルバー人材センターのほうでの予算執行する際の議決権が伴う理事だったり、もしくは監事だったり、外部会計監査人だったりというところに、宜野湾市の部長なり誰か、市職員がそこに入っているのでしょうか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 現在、この理事、監事の役員には市の職員は入ってございません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、予算執行する際だったり決算だったりというものを見る際は、それに対しての議決を、補助金だったり委託料を出しているけれども、それに対する嫌疑は何も持っていないということの認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 市補助金に関しましては、先ほど申し上げた交付要綱がございますので、これに基づいて実績報告をいただいて、そこをチェックした上で交付しているということになります。

○知名康司 委員長 ほかに。なければ進行してまいりたいと思いますけれども。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第22号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時26分)

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前 1 1 時 3 4 分）

【議題】

陳情第 2 3 号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について

○知名康司 委員長 次に、陳情第 23 号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

担当課より陳情第 23 号についての見解があれば、その説明をお願いいたします。産業政策課長。

○産業政策課長 お願いいたします。こちら陳情第 23 号に挙げられています要望内容につきましては、市長のほうにも同様な内容が届いております。こちらに挙げられております 3 点につきましては、現状の維持管理の状況などを踏まえながら、今後検討できるかどうか精査してまいりたいというふうに現状考えているところでございます。以上です。

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしく申し上げます。陳情の 23 号の記の 3 番に書かれている市民広場内の清掃作業の増員を要望いたしますということなのですが、除草する作業員、草刈りの作業員は今シルバー人材センターにはいらっしゃらないという認識でいいのでしょうか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 市民広場の現状、清掃、草刈り作業にはシルバーの人員が入っておりまして、延べで 420 名となっております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 では、市民清掃作業の人数は、延べ人数、市民広場内は何名ですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 草刈りが先ほどの 420 名で、清掃に関しては 439 名となっております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 私の認識でなのですが、市民広場内を見たときに、清掃業務と草刈り業務は同時に進行しているという認識があるのですが、別々でやっているのか、同日でやっているのかということを教えてください。

○知名康司 委員長 管財係長。

○総務課管財係長 市民広場を所管している総務課からお答えしたいと思います。シルバーの市民広場の清掃については、毎日 2 人、水曜日以外の方お二人ずつが清掃しています。これとは別に月に一、二回なので、草が伸びた頃に草刈り作業ということで、別の男性の作業員が来て草刈りしているという状況であります。

○知名康司 委員長 ほかに。

（「また訂正させてください」という者あり）

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 先ほどの市民広場の清掃作業員は、延べで 429 名となっております。訂正いたします。申し

訳ございませんでした。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 1点だけお願いします。記を見ると、仕事を求めて要望しているというのが見てとれるのですが、さきの会員の数があつたのですけれども、増え続けていっているという認識でよろしいのですか。仕事の割り振り場所が、この人数にみんなに仕事が回らないみたいなので、要望しているという認識でいいですか。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 シルバー人材センターとしましては会員の獲得に努めておりますし、その会員に対して就業機会の拡大を図るために、業務のほうも営業活動しながら増やしていくということで努力をされているところです。そんな中の一つとして、公共に対しても可能な作業でありそうな事業について、このように要望が出されているものと考えております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の記の3番で、さっきの市民広場等の清掃とか草刈りの質疑ありましたが、これ見たら増員を要望しますということですが、結局委託料というのは決まっていて、増員しても同じなのか、それとも人数で変わってくるのか、その辺伺います。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今、公共施設管理業務委託ということで委託料を組んでおりますが、こちらに関しましては各課からの要望が上がってくる分に対して延べの人数の確認をしながら、人数と配分金の単価とか、そこを計算しながら委託料に反映させておりますので、業務が増えて及びまた人数が増えれば、その分委託料が増えていくことにはなります。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の話は、増員しながら金額を増やすという形で理解してよろしい。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 私たちのほうで、また内容の査定なども行っておりますが、基本的には作業内容と人数が増えれば、委託金は増えるものとなっております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 続いて、1番の地域にある児童公園の除草及び清掃作業を要望しますということで、今市内の公園は指定管理でやっていると思いますが、その辺の兼ね合い、どんなふうな感じでなっているか伺います。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 施設管理では、市内40公園を指定管理者と協定を結んで、その中で草刈り作業、清掃を行っている状況でございます。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 というと、この1番に関しては、一緒にやろうというような意味なのですか、何か要望、ちょっと意味分らない。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 1番では、地域にある児童公園の除草、清掃作業を要望しますというふうに書いてあるのですが、先ほど申しましたように指定管理者、令和5年から令和9年までこの40公園の草刈り、清掃を全部込みで契約、基本協定を結んでおりますので、その中にシルバーを入れてやるという予算というのですか、その枠はない状況でございます。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の話だと、結局予算の面をちょっと工夫すればできると思いますが、指定管理とまた市がそういうふうに見えるのかどうか、もう一回説明をお願いします。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 現在も海浜公園の中では、例えば野球場などの清掃、多目的広場の清掃などはシルバーのほうに任せている部分もございますので、今後、指定管理の契約が現状はございますので、次の更新に向けてそこをシルバーに任せる部分として外していけるかどうかというのは、今後の検討になるかなと考えております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の質疑である程度分かりました。2番のふんしんせせらぎ通りというのは、これはどこが管理しているのかどうか確認します。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 その場所については、道路整備課のほうで管理はしております。その対応としては、市内の市道とか里道に該当します。このふんしんせせらぎについては、歩道で市道に入ります。年間を通じて道路の維持管理費用の中や、また現業の現場作業員等がおりますので、そちらのほうで管理のほうを行っている状況です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 では、今の話は市がやっているという形で認識大丈夫。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおり、市のほうで管理のほうは行っております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 では、これは市ではなくてシルバーに交代するというのは可能であります。要望来ているものは。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 現在は市道として管理をしていて、今後費用面等もございますので、また産業政策課のほうでそこら辺はどうするのか、整理が必要かなとは思いますが。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 シルバーから要望がありますので、そのように進めてもらったら助かります。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。少し重複するような質疑になるかもしれませんが、記の1番にある地域にある児童公園の除草及び清掃作業についてなのですが、管理会社が委託して除草、清掃をやっているという事実だったのですが、地域の声を聞いていくと、それがしっかりな

されていないというちょっと不満の声を聞くのです。そういったことに関するシルバー人材センター、これは陳情者に聞かないと分からないのですけれども、今の状況では満足できていなくて、シルバー人材を手伝ってよりよくしようというような意識がないかなという懸念があるのですけれども、この辺り見解を伺ってよろしいですか。

○知名康司 委員長 施設管理課長。

○施設管理課長 指定管理で40公園草刈り、12パーティーぐらいで順繰りに回しながらやっているのですけれども、今草刈りが草が伸び過ぎているという状況についてのクレームとかもございませんし、私が見る限りでは適切にある程度は管理されているかなと思っているところでございますけれども、そういう話がございいますか。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 草刈りが足りないというだけではなくて、切り過ぎているとか、そういうのもあるので、これは想像の話になっていくので、これ以上聞くのを控えます。ありがとうございます。陳情者にぜひ聞こうと思います。

2番目なのですが、ふんしんせせらぎ通りの話、先ほど濱元朝晴委員のほうからあったのですけれども、今、これは古いデータかもしれないのですけれども、総合事務局のホームページで維持管理について、ふんしんせせらぎ通りに関して、市からシルバー人材センターに委託し管理していると書いてあるのです。過去、そういうことをされていたのですか。今はやっていないということですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今の話はあれですが、沖縄総合事務局のほうから表彰をもらって、その中でシルバーであったり、地域であったりが管理をしているというお話ですよ。平成4年ぐらいの話で、そのほうはしておりませんが、通常の維持管理の中で土木事業者であったり植樹であったり電気であったり、こちらのほうで管理のほうはしております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 平成4年度ということなので把握難しいかもしれないのですけれども、こちらには維持管理については、市からシルバー人材センターへ委託し管理している。地域の婦人会、老人会なども美化運動の一環として、植栽の手入れ、清掃などを行っているというふうに書いてあります。なので、過去にシルバー人材センターに委託していたけれども、今はしていないというふうに変わっていったのか。そもそもそんな事実はないという話なのかを調べていただきたいのですけれども、今すぐでなくても構わないです。

○知名康司 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 シルバー人材センターへ任せていたことがあったかどうか、確認してまいりたいと思います。

○知名康司 委員長 なければ進行いたしますけれども、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第23号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前11時51分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前11時58分）

【議題】

議案第75号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第78号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第79号 令和5年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第80号 令和5年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）

○知名康司 委員長 次に、議案第75号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第78号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第79号 令和5年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第80号 令和5年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上4件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本4件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第75号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第87号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第87号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後0時02分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後0時02分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第87号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第85号 喜友名23号道路整備工事（3工区）請負契約の議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第85号 喜友名23号道路整備工事（3工区）請負契約の議決内容の一部変更についてを議題といたします。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後0時03分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後0時03分）

○知名康司 委員長 お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第85号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後0時04分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前0時06分）

【議題】

陳情第9号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める陳情

陳情第10号 有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命を守る陳情

陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情

陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情

陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

陳情第22号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援について

陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情、陳情第10号 有機フッ素化合物(P F A S)汚染から県民の健康と生命を守る陳情、陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情、陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情、陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情、陳情第22号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援について、陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について、以上7件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本7件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後0時08分)